

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成27年7月31日提出
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山部 努 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成27年8月1日から平成28年8月2日まで） 10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

平成27年8月1日から平成28年8月2日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとしします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとしします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとしします。

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受け付けは行ないません。

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日（ ）の午後3時までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎで行なわれる申込みは、翌営業日（ ）の取扱いとなります。

（ ）前 の申込受付中止日を除きます。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、内外の株式および債券に投資するとともに、Dガード戦略により基準価額の下落を抑制し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分変更型（株式、債券、その他資産（株価指数先物、債券先物））））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」...目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分変更型」...目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
- ・「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」...目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- ・「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配 分変更型(株式、債券、その他資 産(株価指数先物、債券先物)))	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ()	その他 ()	中南米		
資産配分固定型		アフリカ		
資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス <http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1 内外の株式および債券に投資します。

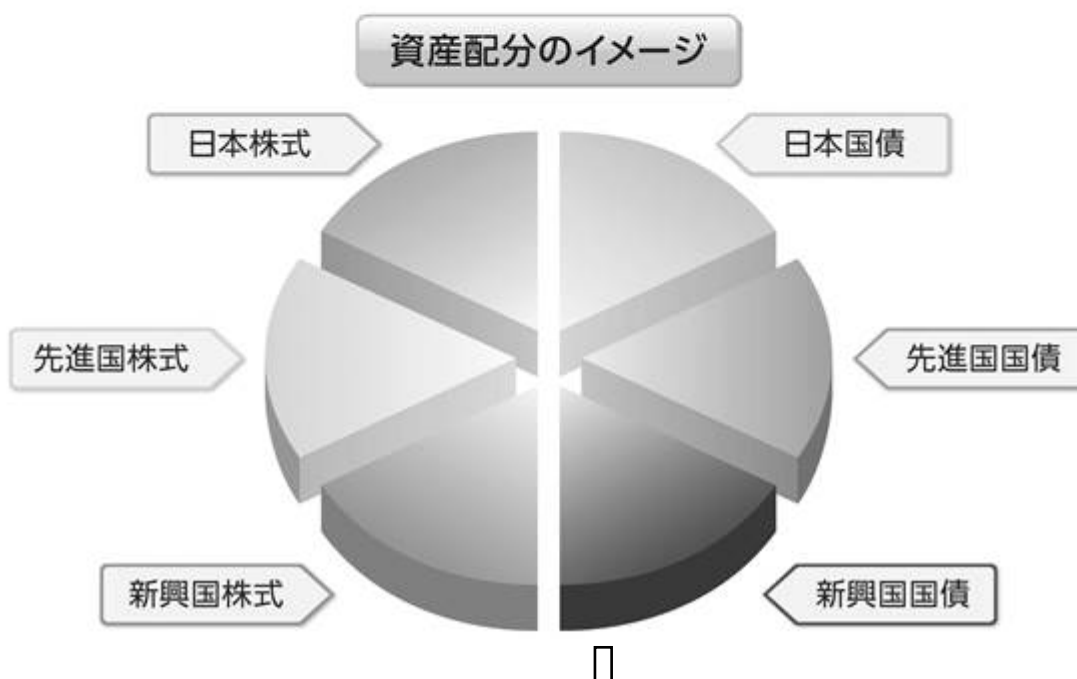
- 次の6つの資産クラスに投資します。



※各資産クラスへの投資にあたっては、各市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

※先進国株式・国債の資産クラスには、日本の株式・国債を含みません。

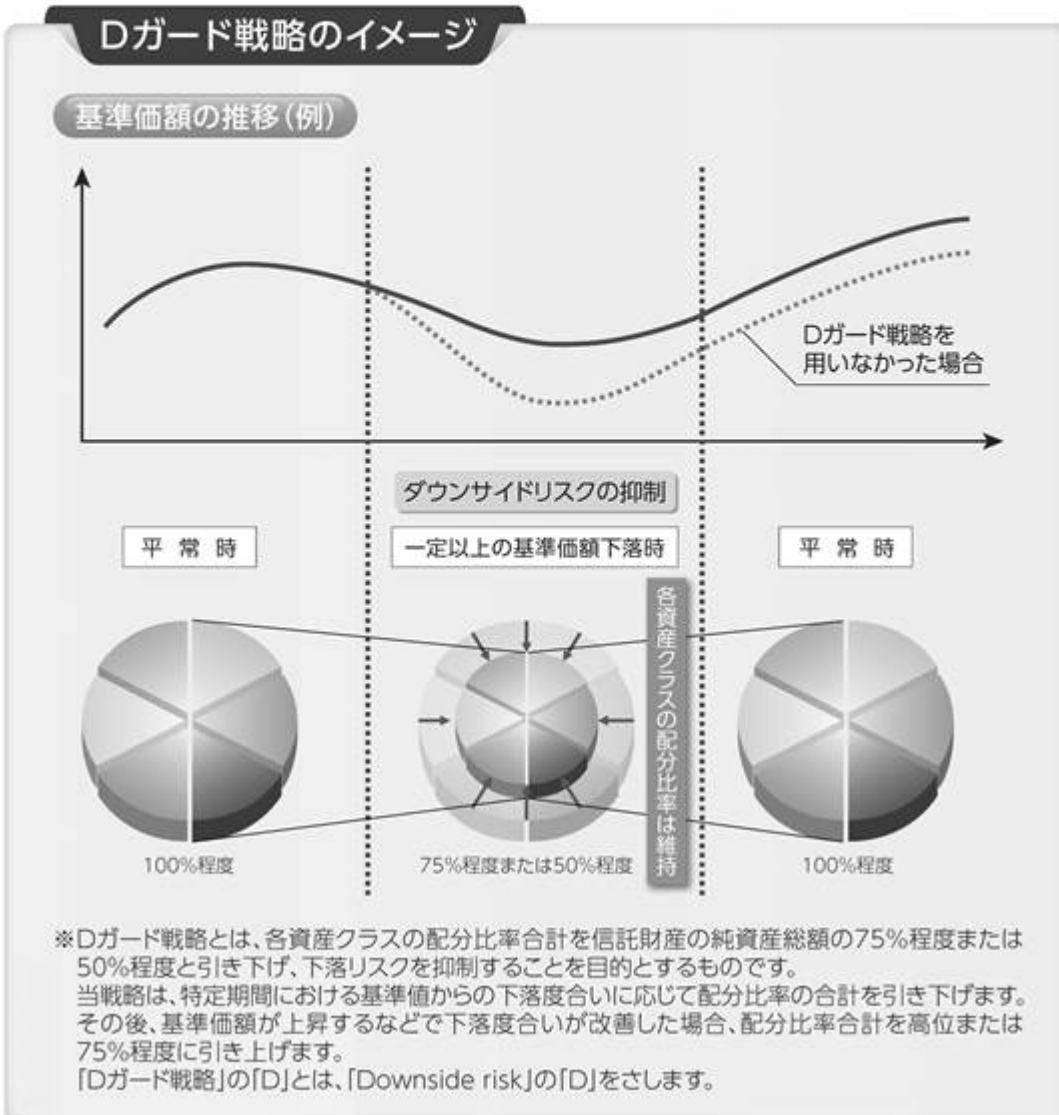
- 各資産クラスの配分比率については、均等とすることを目標とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。





ファンドの基準価額下落を抑制することを目的としたDガード戦略を用います。

- 各資産クラスの配分比率合計は、通常の状態でも高位に維持することを基本とし、大和投資信託が定めた率を上回る基準価額の下落が生じた場合には、各資産クラスの配分比率合計を信託財産の純資産総額の75%程度もしくは50%程度と引き下げ、基準価額のさらなる下落を抑制することを目標とします。
- Dガード戦略によって各資産クラスを組み入れなかった部分については、わが国の短期金融商品等による安定運用を行ないます。

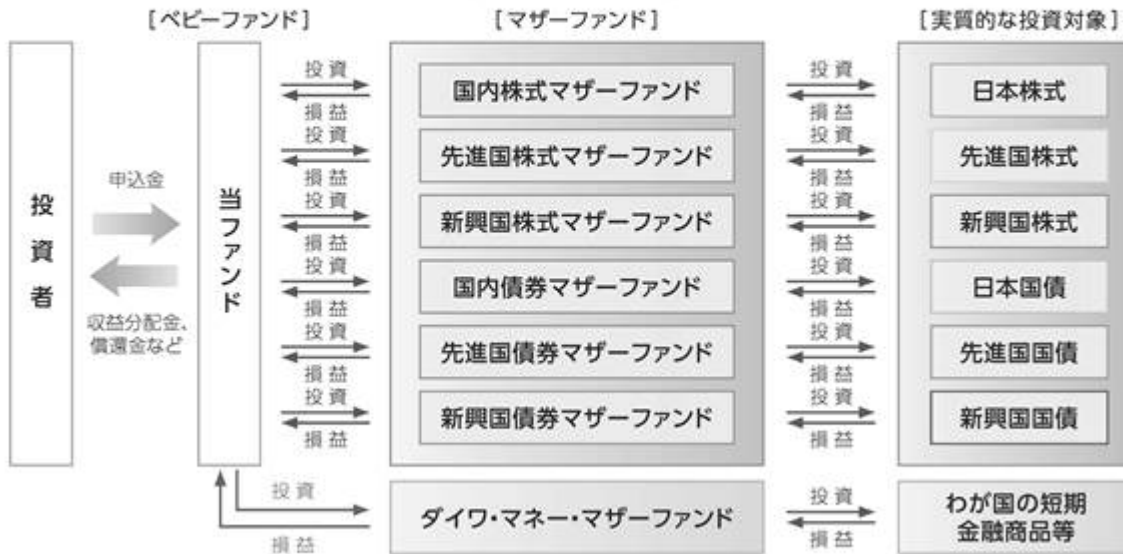


- 上図は当ファンドの戦略について分かりやすく説明するためのイメージです。当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

ファンドの仕組み

○ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資産をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※マザーファンドについて、くわしくは、「マザーファンドの概要」をご参照下さい。

- マザーファンドにおいて、株価指数先物取引または債券先物取引を利用することがあります。
- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および2. の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年5月8日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成25年6月10日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
	収益分配金(注)、償還金など お申込金(3)

お取扱窓口	販売会社	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>
1	収益分配金、償還金など お申込金（ 3 ）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p>
運用指図	2 損益 信託金（ 3 ）	
受託会社	<p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p>	<p>信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないません。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p>
	損益 投資	
投資対象	<p>内外の株式および債券 （ファミリーファンド方式で運用を行ないません。）</p>	

(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



< 委託会社の概況（平成27年5月末日現在） >

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

次の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. 国内株式マザーファンドの受益証券
2. 先進国株式マザーファンドの受益証券
3. 新興国株式マザーファンドの受益証券
4. 国内債券マザーファンドの受益証券
5. 先進国債券マザーファンドの受益証券
6. 新興国債券マザーファンドの受益証券
7. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

投資態度

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、次の資産クラスに投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

1. 日本株式
2. 先進国株式
3. 新興国株式
4. 日本国債
5. 先進国国債

6. 新興国国債

ロ．各資産クラスの配分比率については、均等とすることを目標とします。

ハ．各資産クラスの配分比率合計は、通常の状態でも高位に維持することを基本とし、委託会社が定めた率を上回る基準価額の下落が生じた場合には、各資産クラスの配分比率合計を信託財産の純資産総額の75%程度もしくは50%程度と引き下げ、基準価額のさらなる下落を抑制することを目標とします。

ニ．保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

保有実質外貨建資産とは、当ファンドが保有する外貨建資産とマザーファンドが保有する外貨建資産のうち当ファンドに属するとみなした外貨建資産の合計額をいいます。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. から7. までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の8. から28. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 国内株式マザーファンドの受益証券

2. 先進国株式マザーファンドの受益証券

3. 新興国株式マザーファンドの受益証券

4. 国内債券マザーファンドの受益証券

5. 先進国債券マザーファンドの受益証券

6. 新興国債券マザーファンドの受益証券

7. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

8. 株券または新株引受権証書

9. 国債証券

10. 地方債証券

11. 特別の法律により法人の発行する債券

12. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

13. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
14. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
15. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
16. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
17. コマーシャル・ペーパー
18. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
19. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前8. から前18. までの証券または証書の性質を有するもの
20. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
21. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
22. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
23. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
24. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
25. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
26. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
27. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
28. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前26. の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前8. の証券または証書ならびに前19. および前24. の証券または証書のうち前8. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前9. から前13. までの証券ならびに前21. の証券のうち投資法人債券ならびに前19. および前24. の証券または証書のうち前9. から前13. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前20. の証券および前21. の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

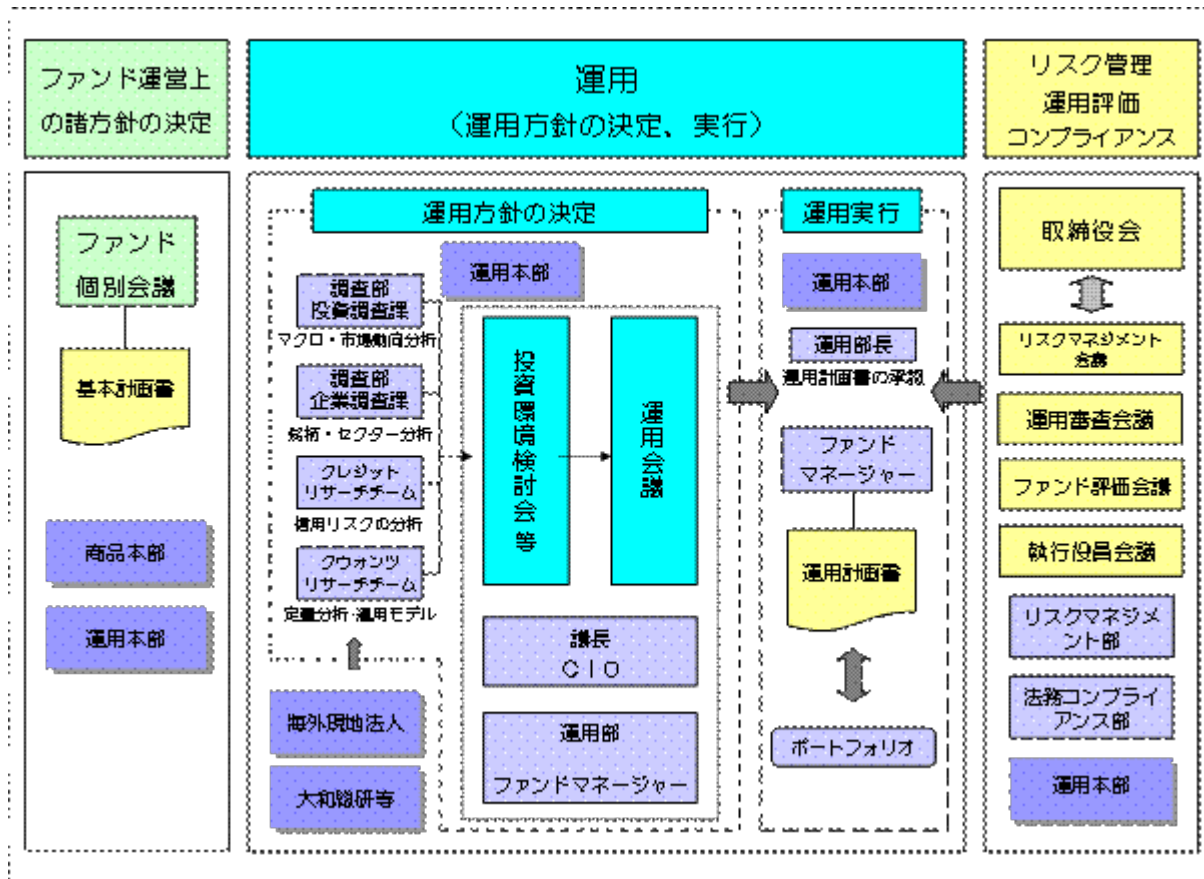
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成27年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

同一銘柄の新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託

財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができますものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとし、（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(信託約款)

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本八.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることと

なった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前八．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前八．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ．前ホ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額

にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

す。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> マザーファンドの概要

1. 国内株式マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

イ. 国内の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)

ロ. 国内株式を対象とした株価指数先物取引

ハ. 国内の債券

投資態度

1. 主として、国内株式、国内株式を対象とした株価指数先物取引および国内の債券に投資し、国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

2. 追加設定、解約の申込がある場合には、信託財産の純資産総額に設定予定額を加え解約予定額を控除した額を上限に株価指数先物取引の買建てを行なうことがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限りま。

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。

17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

2. 先進国株式マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

- イ．先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（DR（預託証券）を含みます。また、上場予定および店頭登録予定を含みます。）
- ロ．先進国株式を対象とした株価指数先物取引
- ハ．先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
- ニ．国内の債券

投資態度

- イ．主として、先進国株式、先進国株式を対象とした株価指数先物取引、先進国株式の指数を対象指数としたETFおよび国内の債券に投資し、日本を除く先進国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
- ロ．運用の効率化を図るため、先進国株式を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。このため、先進国株式および先進国株式の指数を対象指数としたETFの組入総額ならびに先進国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額を合計した額から、先進国株式を対象とした株価指数先物取引の売建玉の時価総額を控除した額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ．運用の効率化を図るため、為替予約取引を行なう場合があります。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減

- 少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3. 新興国株式マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

- イ．新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（DR（預託証券）を含みます。また、上場予定および店頭登録予定を含みます。）
- ロ．新興国株式を対象とした株価指数先物取引
- ハ．新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）

ニ．国内の債券

投資態度

- イ．主として、新興国株式、新興国株式を対象とした株価指数先物取引、新興国株式の指数を対象指数としたETFおよび国内の債券に投資し、新興国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
- ロ．運用の効率化を図るため、新興国株式を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。このため、新興国株式および新興国株式の指数を対象指数としたETFの組入総額ならびに新興国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
- イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のう

ち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

金利先渡取引および為替先渡取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとし、
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

直物為替先渡取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、

ニ．委託会社は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

4．国内債券マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

国内の国債を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主として、国内の国債に投資し、国内の国債市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとし、

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいい、以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の

1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

二．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

5. 先進国債券マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

先進国の国家機関が発行する債券を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主として、先進国の国家機関が発行する先進国通貨建ての債券に投資し、日本を除く先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

二．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限り。）

ハ．約束手形

二．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号およ

び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りま

す。株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

6. 新興国債券マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

新興国の国家機関が発行する債券を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
- 新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用し、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行ないます。
- ロ．運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限りま。

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りま。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。）

13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

金利先渡取引および為替先渡取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとし、
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

直物為替先渡取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、

ニ．委託会社は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

7. ダイワ・マネー・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

イ．わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。

ロ．邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（A-2格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前11.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券への投資は、行ないません。

同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資するとともに先物取引を利用しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

有価証券（指数）先物取引の利用に伴うリスク

先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建ている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建ている場合は逆の結果となります。）。ファンドで行なっている先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

当ファンドの戦略に関するリスク

当戦略は、過去一定期間の当ファンドの騰落率を参照して、各リスク資産の総額を調整することで下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、その場合、下落リスクを低減できない場合や市場の上昇に追従できない場合があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

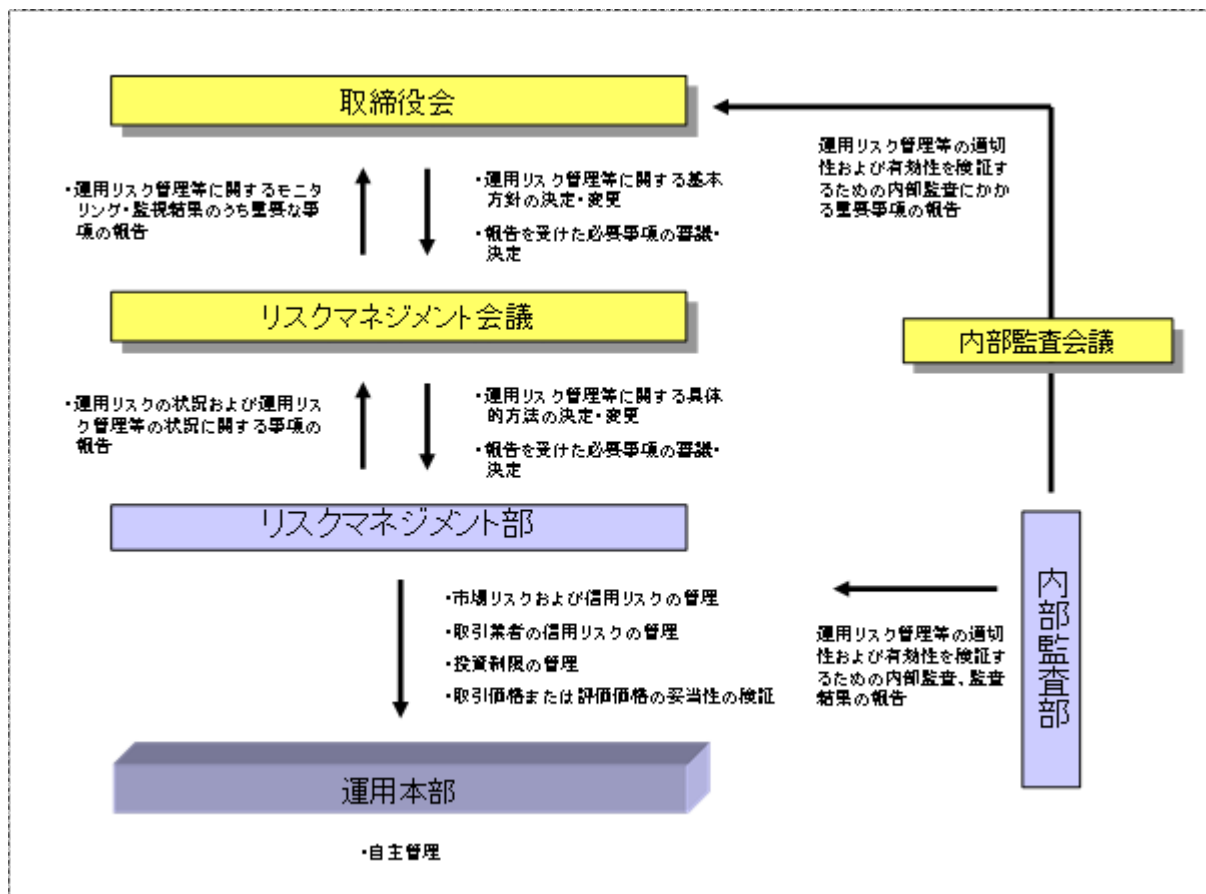
ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



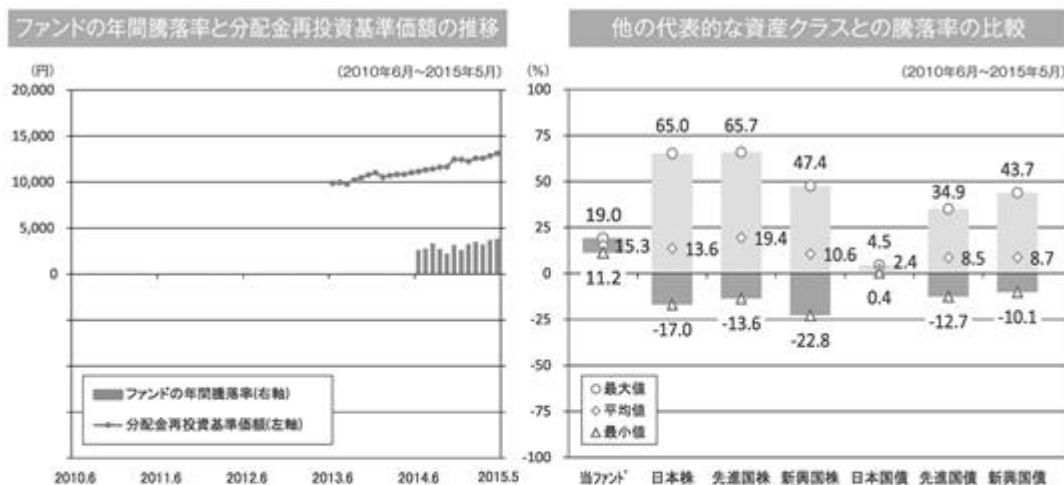
流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な

事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。
具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.458%（税抜1.35%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.65% （税抜）	年率0.65% （税抜）	年率0.05% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等が追加されます。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

平成28年1月から年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」の口座開設の申込受付が開始され、同年4月より投資可能となる予定です。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- () 上記は、平成27年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成27年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	59,543,592	99.11
内 日本	59,543,592	99.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	535,243	0.89
純資産総額	60,078,835	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成27年5月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
				また は 額面金額			
1	先進国債券マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	7,980,801	1.2326 9,837,534	1.2552 10,017,501	16.67
2	先進国株式マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	6,299,318	1.5216 9,585,101	1.5837 9,976,229	16.61
3	新興国債券マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	7,634,985	1.2687 9,687,060	1.3029 9,947,621	16.56
4	国内株式マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	6,443,086	1.4742 9,498,900	1.5363 9,898,513	16.48
5	国内債券マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	9,417,450	1.0481 9,870,786	1.0489 9,877,963	16.44
6	新興国株式マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	7,314,647	1.3264 9,702,564	1.3433 9,825,765	16.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.11%
合計	99.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成26年5月8日)	23,326,761	23,326,761	1.0861	1.0861
平成26年5月末日	25,780,706	-	1.1028	-
6月末日	29,171,062	-	1.1157	-
7月末日	31,187,867	-	1.1342	-
8月末日	31,741,195	-	1.1430	-
9月末日	41,289,004	-	1.1625	-
10月末日	39,498,129	-	1.1666	-
11月末日	42,818,841	-	1.2475	-
12月末日	43,101,387	-	1.2451	-
平成27年1月末日	49,527,857	-	1.2261	-
2月末日	48,369,104	-	1.2594	-
3月末日	48,858,431	-	1.2593	-
4月末日	49,108,248	-	1.2853	-
第2計算期間末 (平成27年5月8日)	48,841,040	48,841,040	1.2768	1.2768
5月末日	60,078,835	-	1.3120	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	8.6
第2計算期間	17.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	56,888,148	38,410,699
第2計算期間	28,897,714	12,122,699

(注) 当初設定数量は3,000,000口です。

(参考) マザーファンド

国内株式マザーファンド

(1) 投資状況（平成27年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	493,192,748	58.97
内 日本	493,192,748	58.97
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	343,140,412	41.03
純資産総額	836,333,160	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	835,500,000	99.90
内 日本	835,500,000	99.90

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産(平成27年5月29日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	335 2年国債	日本	国債証券	98,000,000	100.05 98,054,620	100.05 98,054,880	0.100000 2015/12/15	11.72
2	337 2年国債	日本	国債証券	80,000,000	100.07 80,057,600	100.07 80,059,200	0.100000 2016/02/15	9.57
3	534 国庫短期証券	日本	国債証券	80,000,000	99.99 79,999,612	99.99 79,999,612	- 2015/08/24	9.57
4	332 2年国債	日本	国債証券	40,000,000	100.03 40,012,800	100.03 40,012,000	0.100000 2015/09/15	4.78
5	532 国庫短期証券	日本	国債証券	40,000,000	99.99 39,999,806	99.99 39,999,806	- 2015/08/17	4.78
6	336 2年国債	日本	国債証券	35,000,000	100.06 35,023,450	100.06 35,022,750	0.100000 2016/01/15	4.19
7	334 2年国債	日本	国債証券	35,000,000	100.05 35,017,850	100.04 35,016,450	0.100000 2015/11/15	4.19
8	331 2年国債	日本	国債証券	30,000,000	100.02 30,007,800	100.02 30,006,000	0.100000 2015/08/15	3.59
9	338 2年国債	日本	国債証券	20,000,000	100.08 20,016,800	100.08 20,016,400	0.100000 2016/03/15	2.39
10	330 2年国債	日本	国債証券	20,000,000	100.03 20,007,000	100.02 20,004,600	0.200000 2015/07/15	2.39
11	329 2年国債	日本	国債証券	15,000,000	100.01 15,002,700	100.00 15,001,050	0.200000 2015/06/15	1.79

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	58.97%
合計	58.97%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	TOPIX先物 2015年6月	買建	23	379,354,463	384,330,000	45.95%
		ミニTOPIX先物 2015年6 月	買建	270	433,324,539	451,170,000	53.95%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

先進国株式マザーファンド

(1) 投資状況（平成27年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	363,889,930	60.21
内 アメリカ	363,889,930	60.21
投資証券	175,270,053	29.00
内 アイルランド	121,269,591	20.06
内 アメリカ	54,000,462	8.93
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	65,247,162	10.80
純資産総額	604,407,145	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	62,678,100	10.37

	内 ドイツ	49,551,894	8.20
	内 アメリカ	13,126,206	2.17
為替予約取引(買建)		11,397,252	1.89
	内 日本	11,397,252	1.89

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成27年5月29日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	SPDR S&P 500 ETF TRUST	アメリカ	投資信託受益証券	13,840	26,287.67 363,822,361	26,292.62 363,889,930	60.21
2	ISHARES MSCI EUROPE UCITS E	アイルランド	投資証券	34,735	3,441.10 119,530,584	3,491.27 121,269,591	20.06
3	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPA	アメリカ	投資証券	5,260	5,780.78 30,407,328	5,690.34 29,931,203	4.95
4	ISHARES MSCI CANADA ETF	アメリカ	投資証券	6,950	3,537.68 24,587,626	3,463.20 24,069,259	3.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	60.21%
投資証券	29.00%
合計	89.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 E-MINI FUTURE 2015年6月	買建	1	12,894,213	13,126,206	2.17%
	ドイツ	STOXX EUROPE 600 IND 2015年6月	買建	18	49,704,184	49,551,894	8.20%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2015年6 月	買建	54,000	6,467,580	6,678,720	1.11%
		ユーロ買/円売 2015年6 月	買建	34,800	4,653,470	4,718,532	0.78%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

新興国株式マザーファンド

(1) 投資状況（平成27年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		7,379,554,504	79.53
	内 韓国	1,250,195,425	13.47
	内 中国	2,147,641,440	23.14
	内 台湾	681,985,047	7.35
	内 香港	10,099,488	0.11
	内 タイ	187,958,996	2.03
	内 マレーシア	287,000,549	3.09
	内 フィリピン	113,674,345	1.23
	内 インドネシア	207,938,622	2.24

内 ポーランド	127,388,493	1.37
内 ロシア	342,976,542	3.70
内 ハンガリー	21,032,903	0.23
内 ギリシャ	25,235,689	0.27
内 トルコ	117,434,319	1.27
内 チェコ	15,617,249	0.17
内 メキシコ	383,524,344	4.13
内 コロンビア	42,899,496	0.46
内 ペルー	35,229,643	0.38
内 チリ	106,308,362	1.15
内 ブラジル	635,541,882	6.85
内 エジプト	19,916,211	0.21
内 南アフリカ	619,955,459	6.68
投資信託受益証券	88,404,342	0.95
内 アメリカ	88,404,342	0.95
投資証券	257,054,606	2.77
内 トルコ	6,959,992	0.08
内 アメリカ	219,286,432	2.36
内 メキシコ	12,828,673	0.14
内 南アフリカ	17,979,509	0.19
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,554,176,887	16.75
純資産総額	9,279,190,339	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1,552,024,082	16.73
内 シンガポール	1,010,138,649	10.89
内 アメリカ	541,885,433	5.84
為替予約取引(買建)	566,180,588	6.10
内 日本	566,180,588	6.10

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成27年5月29日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	株式	情報技術	1,890	151,688.43 286,691,148	146,738.90 277,336,521	2.99
2	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	株式	情報技術	88,500	2,494.56 220,769,975	2,476.99 219,213,792	2.36
3	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	アメリカ	投資証券	-	40,200	5,237.49 210,547,134	5,133.55 206,369,020	2.22
4	CHINA MOBILE LTD	中国	株式	電気通信サービス	105,000	1,694.20 177,891,957	1,648.66 173,110,140	1.87
5	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	情報技術	258,000	591.60 152,635,167	593.88 153,221,040	1.65
6	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	株式	金融	1,229,000	118.15 145,211,587	122.09 150,053,526	1.62
7	IND & COMM BK OF CHINA-H	中国	株式	金融	1,224,000	104.25 127,620,325	107.41 131,470,819	1.42
8	NASPERS LTD-N SHS	南アフリカ	株式	一般消費財・サービス	6,774	18,531.01 125,529,159	18,336.95 124,214,539	1.34
9	BANK OF CHINA LTD-H	中国	株式	金融	1,360,000	81.68 111,102,156	82.83 112,652,064	1.21
10	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	中国	株式	金融	45,500	1,764.21 80,272,170	1,856.14 84,454,734	0.91
11	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	中国	株式	金融	131,000	596.91 78,198,030	596.90 78,194,424	0.84
12	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	メキシコ	株式	電気通信サービス	565,200	127.26 71,931,312	130.97 74,028,087	0.80
13	GAZPROM OAO-SPON ADR	ロシア	株式	エネルギー	104,763	743.49 77,903,303	682.86 71,539,076	0.77
14	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	ブラジル	株式	金融	47,700	1,462.42 69,758,595	1,377.02 65,684,045	0.71
15	MTN GROUP LTD	南アフリカ	株式	電気通信サービス	28,371	2,368.02 67,183,279	2,204.03 62,530,612	0.67

16	AMBEV SA	ブラジル	株式	生活必需品	82,100	757.08 62,158,918	722.93 59,353,177	0.64
17	CNOOC LTD	中国	株式	エネルギー	298,000	203.53 60,657,055	197.58 58,880,270	0.63
18	SK HYNIX INC	韓国	株式	情報技術	10,241	5,171.11 52,957,407	5,565.76 56,998,999	0.61
19	LUKOIL OAO-SPON ADR	ロシア	株式	エネルギー	9,110	6,439.15 58,661,419	6,000.90 54,668,245	0.59
20	PETROCHINA CO LTD-H	中国	株式	エネルギー	356,000	151.74 54,022,506	149.06 53,067,638	0.57
21	HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾	株式	情報技術	128,000	382.25 48,928,937	397.13 50,832,896	0.55
22	BANCO BRADESCO-ADR	ブラジル	株式	金融	42,480	1,275.03 54,166,668	1,130.89 48,040,301	0.52
23	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	中国	株式	エネルギー	428,000	110.95 47,494,546	110.44 47,269,690	0.51
24	HYUNDAI MOTOR CO	韓国	株式	一般消費財・サービス	2,693	18,762.47 50,527,335	17,487.60 47,094,107	0.51
25	ISHARES MSCI QATAR CP ETF	アメリカ	投資信託受益証券	-	16,000	2,891.94 46,271,308	2,776.50 44,424,019	0.48
26	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	韓国	株式	情報技術	347	116,822.73 40,537,491	119,274.40 41,388,217	0.45
27	GRUPO TELEVISIA SAB-SER CPO	メキシコ	株式	一般消費財・サービス	43,100	889.87 38,353,611	943.25 40,654,472	0.44
28	SASOL LTD	南アフリカ	株式	エネルギー	8,983	4,719.27 42,393,269	4,379.17 39,338,094	0.42
29	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	メキシコ	株式	生活必需品	34,100	1,163.13 39,662,926	1,124.89 38,359,008	0.41
30	ISHARES MSCI UAE CAPPED ETF	アメリカ	投資信託受益証券	-	15,200	2,525.08 38,382,928	2,473.36 37,595,113	0.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	79.53%
投資信託受益証券	0.95%

投資証券	2.77%
合計	83.25%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	7.07%
素材	5.67%
資本財・サービス	5.59%
一般消費財・サービス	7.60%
生活必需品	6.57%
ヘルスケア	1.47%
金融	23.08%
情報技術	13.16%
電気通信サービス	6.23%
公益事業	2.93%
その他	0.18%
合計	79.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	MINI MSCI EMG MKT 2015 年6月	買建	87	554,139,529	541,885,433	5.84%
	シンガポ ール	SGX MSCI TAIWAN 2015年 6月	買建	93	417,987,779	417,469,969	4.50%
		SGX CNX NIFTY ETS 2015 年6月	買建	288	597,030,533	592,668,680	6.39%
為替予約取引	日本	マレーシア・リングギ ット買/円売 2015年6月	買建	100,872	3,424,807	3,427,631	0.04%
		ブラジル・リアル買/円 売 2015年6月	買建	195,873	7,681,288	7,662,543	0.08%

米ドル買/円売 2015年6月	買建	4,428,000	533,394,307	547,743,600	5.90%
インドネシア・ルピア買/円売 2015年6月	買建	388,447,793	3,642,474	3,651,409	0.04%
フィリピン・ペソ買/円売 2015年6月	買建	1,329,282	3,682,378	3,695,405	0.04%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

国内債券マザーファンド

(1) 投資状況 (平成27年5月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	3,458,466,760	97.60
内 日本	3,458,466,760	97.60
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	85,170,811	2.40
純資産総額	3,543,637,571	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (平成27年5月29日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1 117 5年国債	日本	国債証券	250,000,000	100.60 251,514,800	100.64 251,610,000	0.200000 2019/03/20	7.10
2 351 2年国債	日本	国債証券	220,000,000	100.20 220,446,600	100.21 220,470,800	0.100000 2017/04/15	6.22
3 113 5年国債	日本	国債証券	200,000,000	100.91 201,822,780	100.93 201,860,000	0.300000 2018/06/20	5.70

4	123 5年国債	日本	国債証券	155,000,000	99.97 154,957,120	100.07 155,110,050	0.100000 2020/03/20	4.38
5	320 10年国債	日本	国債証券	140,000,000	105.50 147,712,960	105.61 147,862,400	1.000000 2021/12/20	4.17
6	324 10年国債	日本	国債証券	100,000,000	104.18 104,188,130	104.46 104,461,000	0.800000 2022/06/20	2.95
7	334 10年国債	日本	国債証券	90,000,000	102.17 91,955,140	102.32 92,094,300	0.600000 2024/06/20	2.60
8	348 2年国債	日本	国債証券	84,000,000	100.16 84,134,400	100.18 84,156,240	0.100000 2017/01/15	2.37
9	352 2年国債	日本	国債証券	80,000,000	100.21 80,170,400	100.22 80,179,200	0.100000 2017/05/15	2.26
10	328 10年国債	日本	国債証券	60,000,000	102.49 61,494,300	102.75 61,653,000	0.600000 2023/03/20	1.74
11	331 10年国債	日本	国債証券	60,000,000	102.37 61,422,370	102.59 61,557,600	0.600000 2023/09/20	1.74
12	89 20年国債	日本	国債証券	50,000,000	118.29 59,145,350	118.54 59,272,500	2.200000 2026/06/20	1.67
13	127 20年国債	日本	国債証券	50,000,000	115.06 57,531,880	115.34 57,673,000	1.900000 2031/03/20	1.63
14	101 20年国債	日本	国債証券	46,000,000	121.69 55,980,680	121.97 56,107,120	2.400000 2028/03/20	1.58
15	145 20年国債	日本	国債証券	50,000,000	110.38 55,192,850	110.70 55,351,000	1.700000 2033/06/20	1.56
16	115 20年国債	日本	国債証券	45,000,000	119.58 53,811,790	119.88 53,949,150	2.200000 2029/12/20	1.52
17	333 10年国債	日本	国債証券	50,000,000	102.20 51,103,480	102.39 51,197,500	0.600000 2024/03/20	1.44
18	338 10年国債	日本	国債証券	50,000,000	99.93 49,967,700	100.09 50,047,000	0.400000 2025/03/20	1.41
19	117 20年国債	日本	国債証券	40,000,000	118.19 47,277,440	118.53 47,413,200	2.100000 2030/03/20	1.34
20	99 20年国債	日本	国債証券	40,000,000	117.94 47,179,160	118.19 47,278,800	2.100000 2027/12/20	1.33
21	139 20年国債	日本	国債証券	40,000,000	109.62 43,848,700	109.94 43,976,000	1.600000 2032/06/20	1.24
22	149 20年国債	日本	国債証券	40,000,000	106.19 42,477,690	106.29 42,519,600	1.500000 2034/06/20	1.20
23	150 20年国債	日本	国債証券	40,000,000	104.07 41,630,450	104.27 41,711,200	1.400000 2034/09/20	1.18

24	337 10年国債	日本	国債証券	38,000,000	99.12 37,665,600	99.30 37,737,040	0.300000 2024/12/20	1.06
25	28 30年国債	日本	国債証券	30,000,000	123.04 36,912,760	123.27 36,981,000	2.500000 2038/03/20	1.04
26	32 30年国債	日本	国債証券	30,000,000	119.65 35,897,340	119.76 35,928,600	2.300000 2040/03/20	1.01
27	35 30年国債	日本	国債証券	30,000,000	113.34 34,002,400	113.27 33,982,500	2.000000 2041/09/20	0.96
28	146 20年国債	日本	国債証券	30,000,000	110.17 33,052,200	110.48 33,146,100	1.700000 2033/09/20	0.94
29	40 30年国債	日本	国債証券	30,000,000	108.53 32,561,480	108.32 32,498,100	1.800000 2043/09/20	0.92
30	314 10年国債	日本	国債証券	30,000,000	105.57 31,672,200	105.61 31,683,300	1.100000 2021/03/20	0.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.60%
合計	97.60%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

先進国債券マザーファンド

(1) 投資状況（平成27年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

国債証券		2,228,293,153	97.75
内 ユーロ		907,077,031	39.79
内 シンガポール		8,547,086	0.37
内 マレーシア		11,714,100	0.51
内 ノルウェー		288,222	0.01
内 スウェーデン		10,703,843	0.47
内 デンマーク		14,808,446	0.65
内 イギリス		189,492,277	8.31
内 ポーランド		12,311,372	0.54
内 カナダ		47,944,445	2.10
内 アメリカ		954,157,928	41.86
内 メキシコ		22,936,212	1.01
内 南アフリカ		11,235,165	0.49
内 オーストラリア		37,077,026	1.63
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		51,232,812	2.25
純資産総額		2,279,525,965	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	22,552,254	0.99
内 日本	22,552,254	0.99

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成27年5月29日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	550,000	100.31 68,266,542	100.39 68,319,622	0.750000 2017/01/15	3.00
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	450,000	103.11 57,413,998	102.97 57,333,265	3.250000 2016/05/31	2.52
3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	450,000	100.14 55,756,449	100.18 55,780,391	0.500000 2016/07/31	2.45

4	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	400,000	100.17 49,576,631	100.43 49,708,280	1.250000 2018/10/31	2.18
5	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	314,000	116.05 49,417,580	116.19 49,477,620	3.750000 2019/10/25	2.17
6	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	ユーロ	国債証 券	340,000	104.51 48,187,304	104.36 48,120,449	3.750000 2016/08/01	2.11
7	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	330,000	100.06 40,857,848	100.14 40,889,696	0.625000 2017/02/15	1.79
8	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	250,000	111.84 37,918,590	111.57 37,826,714	5.500000 2017/07/30	1.66
9	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	305,000	98.84 37,301,025	99.08 37,392,350	0.625000 2018/04/30	1.64
10	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	260,000	104.42 33,594,600	104.48 33,612,293	3.125000 2044/08/15	1.47
11	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	213,000	112.74 32,566,314	113.11 32,673,188	2.250000 2021/09/04	1.43
12	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	253,000	98.17 30,732,426	98.57 30,856,047	1.125000 2019/12/31	1.35
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	238,000	101.02 29,748,144	101.14 29,784,622	2.000000 2021/11/15	1.31
14	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	220,000	101.14 27,533,092	101.38 27,596,788	1.500000 2018/08/31	1.21
15	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	210,000	104.85 27,244,789	105.19 27,333,132	2.625000 2020/11/15	1.20
16	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	220,000	100.03 27,229,855	100.40 27,331,115	1.500000 2019/10/31	1.20
17	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	210,000	101.90 26,478,541	102.23 26,563,766	2.000000 2020/07/31	1.17
18	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	219,000	97.08 26,307,358	97.93 26,537,861	1.625000 2022/11/15	1.16
19	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証 券	100,000	138.29 26,215,635	139.45 26,435,536	4.500000 2042/12/07	1.16
20	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	150,000	129.03 26,247,654	127.85 26,006,607	5.400000 2023/01/31	1.14
21	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	200,000	103.18 25,533,046	103.40 25,588,848	2.500000 2024/05/15	1.12
22	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	200,000	101.54 25,128,573	101.96 25,233,001	2.125000 2021/09/30	1.11
23	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証 券	115,000	110.64 24,120,128	110.83 24,161,549	3.750000 2019/09/07	1.06

24	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	145,000	118.11 23,225,483	118.42 23,286,047	3.250000 2021/10/25	1.02
25	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	180,000	101.75 22,662,708	102.11 22,742,885	2.125000 2021/06/30	1.00
26	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	140,000	118.04 22,412,074	118.30 22,460,487	3.250000 2021/07/15	0.99
27	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	161,000	101.66 22,196,661	101.70 22,204,811	0.500000 2017/10/13	0.97
28	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	150,000	107.55 21,878,707	107.48 21,863,247	3.750000 2017/04/25	0.96
29	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証 券	160,000	108.82 21,544,461	108.93 21,566,040	3.750000 2018/11/15	0.95
30	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証 券	200,000	106.95 21,306,977	107.87 21,490,459	2.500000 2024/06/01	0.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.75%
合計	97.75%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	スイス・フラン買/円売 2015年6月	買建	52,100	6,765,993	6,836,562	0.30%
		メキシコ・ペソ買/円売 2015年6月	買建	200,000	1,603,000	1,614,000	0.07%
		ノルウェー・クローネ 買/円売 2015年6月	買建	381,580	6,116,730	6,051,862	0.27%

	南アフリカ・ランド買/ 円売 2015年6月	買建	30,000	303,825	306,000	0.01%
	豪ドル買/円売 2015年6 月	買建	23,000	2,192,759	2,180,170	0.10%
	カナダ・ドル買/円売 2015年6月	買建	44,000	4,351,667	4,381,960	0.19%
	デンマーク・クローネ 買/円売 2015年6月	買建	65,000	1,169,175	1,181,700	0.05%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

新興国債券マザーファンド

(1) 投資状況 (平成27年5月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		8,126,422,995	97.33
	内 アメリカ	8,126,422,995	97.33
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		223,288,337	2.67
純資産総額		8,349,711,332	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)		1,855,650	0.02
	内 日本	1,855,650	0.02

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (平成27年5月29日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
-----	----	----	--------------------------	-------------------	-------------------	--------------------------	-----------------

1	Russian Foreign Bond - Eurobond	アメリカ	国債証券	2,535,000	117.46 368,423,180	117.37 368,153,195	7.500000 2030/03/31	4.41
2	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	974,000	100.97 121,688,021	100.75 121,416,867	4.750000 2044/03/08	1.45
3	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	812,000	118.87 119,430,382	119.25 119,808,996	6.050000 2040/01/11	1.43
4	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	900,000	103.72 115,500,717	104.25 116,089,672	4.000000 2023/10/02	1.39
5	Russian Foreign Bond - Eurobond	アメリカ	国債証券	550,000	157.95 107,492,788	159.40 108,474,091	12.750000 2028/06/24	1.30
6	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	712,000	122.20 107,653,018	122.41 107,842,424	7.375000 2025/02/05	1.29
7	Philippine Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	139.00 103,190,820	139.25 103,376,415	6.375000 2034/10/23	1.24
8	FED REPUBLIC OF BRAZIL	アメリカ	国債証券	800,000	98.32 97,326,018	98.72 97,721,954	4.250000 2025/01/07	1.17
9	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	700,000	111.75 96,787,792	112.50 97,437,375	5.550000 2045/01/21	1.17
10	Russian Foreign Bond - Eurobond	アメリカ	国債証券	625,000	122.75 94,928,749	122.63 94,831,311	11.000000 2018/07/24	1.14
11	Philippine Government International Bond	アメリカ	国債証券	500,000	148.87 92,101,518	149.62 92,565,506	7.750000 2031/01/14	1.11
12	Brazilian Government International Bond	アメリカ	国債証券	800,000	93.00 92,055,120	93.25 92,302,580	5.000000 2045/01/27	1.11
13	Hungary Government International Bond	アメリカ	国債証券	632,000	115.54 90,349,229	116.42 91,041,276	6.375000 2021/03/29	1.09
14	Russian Foreign Bond - Eurobond	アメリカ	国債証券	700,000	102.50 88,776,275	103.67 89,793,954	5.000000 2020/04/29	1.08
15	Peruvian Government International Bond	アメリカ	国債証券	453,000	155.75 87,297,392	157.50 88,278,261	8.750000 2033/11/21	1.06
16	Peruvian Government International Bond	アメリカ	国債証券	580,000	117.60 84,396,233	118.00 84,680,812	5.625000 2050/11/18	1.01
17	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	516,000	130.70 83,444,996	132.00 84,274,977	6.750000 2034/09/27	1.01
18	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	112.58 83,577,140	113.03 83,911,211	6.250000 2022/09/26	1.00
19	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	110.28 81,875,605	110.79 82,254,961	6.000000 2041/01/14	0.99

20	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証 券	600,000	110.43 81,983,003	110.55 82,070,109	5.750000 2024/03/22	0.98
21	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証 券	536,000	120.50 79,914,732	121.04 80,276,172	6.875000 2036/03/17	0.96
22	Colombia Government International Bond	アメリカ	国債証 券	600,000	108.66 80,671,960	107.87 80,084,242	5.625000 2044/02/26	0.96
23	FED REPUBLIC OF BRAZIL	アメリカ	国債証 券	600,000	107.02 79,453,219	106.45 79,026,351	4.875000 2021/01/22	0.95
24	Philippine Government International Bond	アメリカ	国債証 券	378,000	167.37 78,281,187	167.62 78,398,111	9.500000 2030/02/02	0.94
25	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証 券	590,000	102.25 74,643,215	102.50 74,825,717	3.625000 2022/03/15	0.90
26	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証 券	600,000	100.80 74,831,904	100.65 74,720,547	3.600000 2025/01/30	0.89
27	Russian Foreign Bond - Eurobond	アメリカ	国債証 券	600,000	99.25 73,681,215	99.75 74,052,405	4.875000 2023/09/16	0.89
28	Russian Foreign Bond - Eurobond	アメリカ	国債証 券	600,000	96.55 71,676,789	97.57 72,437,728	5.625000 2042/04/04	0.87
29	Philippine Government International Bond	アメリカ	国債証 券	356,000	163.25 71,908,164	162.75 71,687,924	10.625000 2025/03/16	0.86
30	Colombia Government International Bond	アメリカ	国債証 券	500,000	115.50 71,454,075	114.87 71,067,418	6.125000 2041/01/18	0.85

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.33%
合計	97.33%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2015年6 月	買建	15,000	1,797,000	1,855,650	0.02%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

2015年5月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	13,120円
純資産総額	60百万円



基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	2.1%
3カ月間	4.2%
6カ月間	5.2%
1年間	19.0%
3年間	-
5年間	-
設定来	31.2%

※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 14年5月	第2期 15年5月						
分配金	0円	0円						

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額を分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

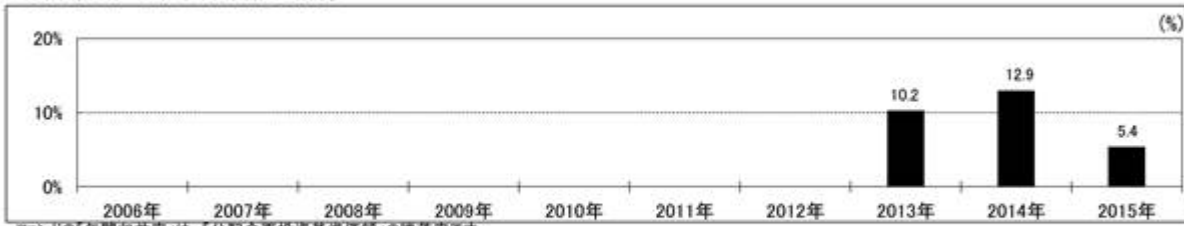
※比率は、純資産総額に対するものです。

マザーファンド(MF)別構成	比率	資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄(除く債券)	国・地域名	比率
先進国債券MF	16.7%	外国債券	361	32.4%	米ドル	39.1%	SPDR S&P 500 ETF TRUST	アメリカ	10.0%
先進国株式MF	16.6%	国内債券	236	25.8%	日本円	33.8%	ミニTPX先物 2706月	日本	8.9%
新興国債券MF	16.6%	外国株式・先物	616	17.5%	ユーロ	11.5%	TOPIX先物 2706月	日本	7.6%
国内株式MF	16.5%	国内株式・先物	2	16.5%	香港ドル	3.8%	ISHARES MSCI EUROPE UCITS E	アイルランド	3.3%
国内債券MF	16.4%	外国投資信託等	9	15.4%	韓国ウォン	2.2%	STOXX EUROPE 600 IND 201506	ドイツ	1.4%
新興国株式MF	16.4%	外国リート	4	0.1%	台湾ドル	1.8%	SGX CNX NIFTY ETS 201506	インド	1.0%
					英ポンド	1.4%	MINI MSCI EMG MKT 201506	アメリカ	1.0%
					南アフリカ・ランド	1.2%	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPA	アメリカ	0.8%
					ブラジル・レアル	0.9%	SGX MSCI TAIWAN 201506	シンガポール	0.7%
		コール・ローン、その他		13.4%	その他	4.2%	ISHARES MSCI CANADA ETF	アメリカ	0.7%
合計	99.1%	合計	1,228	-	合計	100.0%	合計		35.4%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2013年は設定日(6月10日)から年末、2015年は5月29日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・外国の株式：原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場または海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。
- ・株価指数先物取引：原則として、取引所が発表する計算日の清算値段または最終相場で評価します。
- ・外国の金融商品取引所上場の投資信託証券：原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・わが国および外国の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成25年6月10日から平成40年5月8日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期間は、平成25年6月10日から平成26年5月8日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成26年5月9日から平成27年5月8日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 平成26年5月8日現在	第2期 平成27年5月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	354,496	766,360
親投資信託受益証券	23,090,532	48,411,751
流動資産合計	23,445,028	49,178,111
資産合計	23,445,028	49,178,111
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,318	12,366
未払委託者報酬	113,374	322,916
その他未払費用	575	1,789
流動負債合計	118,267	337,071
負債合計	118,267	337,071
純資産の部		
元本等		
元本	1 21,477,449	1 38,252,464
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,849,312	10,588,576
（分配準備積立金）	548,022	5,510,425
元本等合計	23,326,761	48,841,040
純資産合計	23,326,761	48,841,040
負債純資産合計	23,445,028	49,178,111

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	第1期 平成25年6月10日 平成26年5月8日	自 至	第2期 平成26年5月9日 平成27年5月8日
営業収益				
受取利息		2		84
有価証券売買等損益		1,784,532		6,847,219
その他収益		-		5,420
営業収益合計		1,784,534		6,852,723
営業費用				
受託者報酬		8,676		21,242
委託者報酬		228,155		554,800
その他費用		1,253		3,005
営業費用合計		238,084		579,047
営業利益		1,546,450		6,273,676
経常利益		1,546,450		6,273,676
当期純利益		1,546,450		6,273,676
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		998,428		1,155,584
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-		1,849,312
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,672,389		5,126,672
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,672,389		5,126,672
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,371,099		1,505,500
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,371,099		1,505,500
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,849,312		10,588,576

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期	
	自 平成26年5月9日	至 平成27年5月8日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期	第2期
	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1. 1 期首元本額	3,000,000円	21,477,449円
期中追加設定元本額	56,888,148円	28,897,714円
期中一部解約元本額	38,410,699円	12,122,699円
2. 計算期間末日における受益権の総数	21,477,449口	38,252,464口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期	第2期
	自 平成25年6月10日 至 平成26年5月8日	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日

1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（548,021円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,301,290円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は1,849,312円（1万口当たり861.05円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,853円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（5,113,239円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,078,151円）及び分配準備積立金（392,333円）より分配対象額は10,588,576円（1万口当たり2,768.08円）であり、分配を行っておりません。
------------	--	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第2期 自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第2期
	平成27年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期	第2期
	平成26年5月8日現在 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	平成27年5月8日現在 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	641,735	5,516,487
合計	641,735	5,516,487

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期	第2期
平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期
自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期	第2期
	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1口当たり純資産額	1.0861円	1.2768円

(1万口当たり純資産額)	(10,861円)	(12,768円)
--------------	-----------	-----------

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	国内株式マザーファンド	5,459,400	7,979,459	
	先進国株式マザーファンド	5,367,527	8,099,061	
	新興国株式マザーファンド	6,035,986	7,984,402	
	国内債券マザーファンド	7,724,824	8,095,615	
	先進国債券マザーファンド	6,658,438	8,175,230	
	新興国債券マザーファンド	6,399,924	8,077,984	
親投資信託受益証券 合計			48,411,751	
合計			48,411,751	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「国内株式マザーファンド」受益証券、「先進国株式マザーファンド」受益証券、「新興国株式マザーファンド」受益証券、「国内債券マザーファンド」受益証券、「先進国債券マザーファンド」受益証券及び「新興国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「国内株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	60,547,620	119,570,141
国債証券	86,064,480	193,093,020
派生商品評価勘定	32,265	12,681,313
未収入金	-	173,928
未収利息	24,453	56,304
前払金	4,910,400	-
前払費用	7,293	14,840
差入委託証拠金	4,912,500	10,815,000
流動資産合計	156,499,011	336,404,546
資産合計	156,499,011	336,404,546
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,549,003	-
前受金	-	9,553,300
未払金	-	12,876
未払解約金	-	15,000
流動負債合計	4,549,003	9,581,176
負債合計	4,549,003	9,581,176
純資産の部		
元本等		
元本	1 143,651,421	223,604,257
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,298,587	103,219,113
元本等合計	151,950,008	326,823,370
純資産合計	151,950,008	326,823,370
負債純資産合計	156,499,011	336,404,546

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1. 1 期首	平成25年6月10日	平成26年5月9日
期首元本額	10,890,000円	143,651,421円
期中追加設定元本額	171,043,694円	197,772,174円
期中一部解約元本額	38,282,273円	117,819,338円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産（為替ヘッジなし）資 金拠出用ファンド（適格機関 投資家専用）	9,900,000円	9,900,000円
スマート・ミックス・Dガー ド(為替ヘッジあり)	16,893,079円	16,387,108円
スマート・ミックス（為替 ヘッジなし）	471,164円	- 円
スマート・ミックス・Dガー ド（為替ヘッジなし）	3,569,355円	5,459,400円
スマート・アロケーション・ Dガード	1,154,282円	2,155,735円
りそな ダイナミック・アロ ケーション・ファンド	56,527,439円	- 円
（適格機関投資家専用）ス マート・シックス・Dガード	- 円	78,206,085円
ダイワ・ダブルバランス・ ファンド（Dガード付/部分 為替ヘッジあり）	1,471,277円	2,766,869円
ダイワ 6 資産バランス・ファ ンド（Dガード付/為替ヘッ ジあり）	23,018,060円	45,988,909円

ダイワ6資産バランス・ファンド（Dガード付ノ為替ヘッジなし）	30,646,765円	62,678,342円
DCスマート・アロケーション・Dガード	-円	61,809円
計	143,651,421円	223,604,257円
2. 期末日における受益権の総数	143,651,421口	223,604,257口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成27年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
-----------------	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	8,550	66,110
合計	8,550	66,110

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成25年6月10日から平成26年5月8日まで、及び平成26年5月9日から平成27年5月8日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種 類	平成26年5月8日 現在				平成27年5月8日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
株価指数 先物取引								
買 建	157,506,650	-	153,054,000	4,452,650	304,910,050	-	317,700,000	12,789,950
合計	157,506,650	-	153,054,000	4,452,650	304,910,050	-	317,700,000	12,789,950

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1口当たり純資産額	1.0578円	1.4616円
（1万口当たり純資産額）	（10,578円）	（14,616円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	3 2 9 2年国債	15,000,000	15,002,700	
	3 3 0 2年国債	20,000,000	20,007,000	
	3 3 1 2年国債	30,000,000	30,007,800	
	3 3 2 2年国債	20,000,000	20,006,800	
	3 3 4 2年国債	35,000,000	35,017,850	
	3 3 5 2年国債	18,000,000	18,010,620	
	3 3 6 2年国債	35,000,000	35,023,450	
	3 3 8 2年国債	20,000,000	20,016,800	
国債証券 合計			193,093,020	
合計			193,093,020	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「先進国株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	511,855	915,969
コール・ローン	6,845,573	7,445,427
投資信託受益証券	51,875,452	58,067,030
投資証券	42,500,588	40,099,475
派生商品評価勘定	17,969	216,387
未収配当金	141,303	200,516
差入委託証拠金	2,563,887	7,551,355
流動資産合計	104,456,627	114,496,159
資産合計	104,456,627	114,496,159
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	99,620
未払解約金	17,000	-
流動負債合計	17,000	99,620
負債合計	17,000	99,620
純資産の部		
元本等		
元本	1 86,293,595	75,812,371
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,146,032	38,584,168
元本等合計	104,439,627	114,396,539
純資産合計	104,439,627	114,396,539
負債純資産合計	104,456,627	114,496,159

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券

	<p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p>

	<p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
--	--

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1. 1 期首	平成25年6月10日	平成26年5月9日
期首元本額	10,890,000円	86,293,595円
期中追加設定元本額	105,504,354円	80,849,006円
期中一部解約元本額	30,100,759円	91,330,230円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産（為替ヘッジなし）資 金拠出用ファンド（適格機関 投資家専用）	9,900,000円	9,900,000円
スマート・ミックス（為替 ヘッジなし）	437,724円	- 円
スマート・ミックス・Dガー ド（為替ヘッジなし）	3,166,571円	5,367,527円
りそな ダイナミック・アロ ケーション・ファンド	46,218,037円	- 円
ダイワ6 資産バランス・ファ ンド（Dガード付/為替ヘッ ジなし）	26,571,263円	60,544,844円
計	86,293,595円	75,812,371円
2. 期末日における受益権の総数	86,293,595口	75,812,371口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
-----	----------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従って外国の取引所における株価指数先物取引を利用しております。また、信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成27年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,494,287	3,742,558
投資証券	1,287,417	2,864,995
合計	2,781,704	6,607,553

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成25年6月10日から平成26年5月8日まで、及び平成26年5月9日から平成27年5月8日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種 類	平成26年5月8日 現在				平成27年5月8日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
株値指数 先物取引								
買 建	9,535,968	-	9,547,430	11,462	14,945,101	-	15,091,152	146,051
合計	9,535,968	-	9,547,430	11,462	14,945,101	-	15,091,152	146,051

（注） 1. 時価の算定方法

株値指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株値指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種 類	平成26年5月8日 現在				平成27年5月8日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
買 建	7,021,143	-	7,027,650	6,507	7,413,300	-	7,384,016	29,284
アメリカ・ドル	7,021,143	-	7,027,650	6,507	6,546,987	-	6,467,580	79,407
ユーロ	-	-	-	-	866,313	-	916,436	50,123
合計	7,021,143	-	7,027,650	6,507	7,413,300	-	7,384,016	29,284

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1口当たり純資産額	1.2103円	1.5089円
(1万口当たり純資産額)	(12,103円)	(15,089円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	SPDR S&P 500 ETF	2,320.000	アメリカ・ドル 484,578.400	
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 484,578.400 (58,067,030)	
投資信託受益証券 合計				58,067,030 [58,067,030]	
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI PAC	1,010	アメリカ・ドル 46,813.500	
		ISHARES MSCI CAN	1,380	39,564.600	
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 86,378.100 (10,350,688)	
	ユーロ	ISHARES MSCI EU	9,035	ユーロ 220,770.220	
	ユーロ 小計			ユーロ 220,770.220 (29,748,787)	
投資証券 合計				40,099,475 [40,099,475]	
合計				98,166,505 [98,166,505]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額 に 対する比 率
アメリカ・ドル	投資信託 受益証券 1銘柄 投資証券 2銘柄	84.9%	15.1%	69.7%
ユーロ	投資証券 1銘柄	-%	100%	30.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「新興国株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	2,044,736	259,580,818
コール・ローン	11,484,892	36,084,005
株式	-	2,711,678,571
投資信託受益証券	-	50,089,899
投資証券	73,230,121	232,672,593
派生商品評価勘定	918,290	11,369,470
未収入金	-	27,868
未収配当金	-	3,041,705
差入委託証拠金	1,388,421	80,630,497
流動資産合計	89,066,460	3,385,175,426
資産合計	89,066,460	3,385,175,426
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	35,662	9,766,098
未払解約金	29,000	300,000
流動負債合計	64,662	10,066,098
負債合計	64,662	10,066,098
純資産の部		
元本等		
元本	1 80,990,025	2,551,505,920
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,011,773	823,603,408
元本等合計	89,001,798	3,375,109,328
純資産合計	89,001,798	3,375,109,328

負債純資産合計	89,066,460	3,385,175,426
---------	------------	---------------

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2)新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(3)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

	<p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1. 1 期首	平成25年6月10日	平成26年5月9日
期首元本額	10,890,000円	80,990,025円
期中追加設定元本額	97,435,172円	2,548,180,723円
期中一部解約元本額	27,335,147円	77,664,828円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,900,000円	9,900,000円
ダイワ新興国株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	- 円	2,467,735,512円

スマート・ミックス（為替ヘッジなし）	485,728円	- 円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	3,531,370円	6,035,986円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	37,608,058円	- 円
ダイワ6資産バランス・ファンド（Dガード付/為替ヘッジなし）	29,464,869円	67,834,422円
計	80,990,025円	2,551,505,920円
2. 期末日における受益権の総数	80,990,025口	2,551,505,920口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従って外国の取引所における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成27年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	-	133,594,144
投資信託受益証券	-	5,812,017
投資証券	3,617,922	11,267,647
合計	3,617,922	139,049,774

(注)

「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成25年6月10日から平成26年5月8日まで、及び平成26年5月9日から平成27年5月8日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

	平成26年5月8日 現在	平成27年5月8日 現在
--	--------------	--------------

種類	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	14,473,582	-	15,387,446	913,864	378,961,176	-	380,588,467	1,627,291
合計	14,473,582	-	15,387,446	913,864	378,961,176	-	380,588,467	1,627,291

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	平成26年5月8日 現在				平成27年5月8日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
買建	10,929,186	-	10,897,950	31,236	39,444,699	-	39,420,780	23,919
アメリカ・ドル	10,929,186	-	10,897,950	31,236	39,444,699	-	39,420,780	23,919
合計	10,929,186	-	10,897,950	31,236	39,444,699	-	39,420,780	23,919

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0989円 (10,989円)	1.3228円 (13,228円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	CENCOSUD - ADR	2,000	8.000	16,000.000	
	GERDAU SA-ADR	6,800	3.300	22,440.000	
	BRF SA-ADR	3,900	21.060	82,134.000	
	BANCOLOMBIA-ADR	600	45.570	27,342.000	
	BRADESCO-ADR	15,780	10.440	164,743.200	
	TIM PARTICIP-ADR	300	14.550	4,365.000	
	LATAM AIRLIN-ADR	3,200	9.480	30,336.000	
	BUENAVENTURA-ADR	900	11.120	10,008.000	
	MOBILE TELES-ADR	4,000	12.090	48,360.000	
	ECOPETROL-SP ADR	1,000	16.900	16,900.000	
	SOUTHERN COPPER	1,000	32.210	32,210.000	
	TELEFONICA B-ADR	1,200	15.460	18,552.000	
	CEMIG SA-ADR	5,000	5.170	25,850.000	
VALE SA-SP ADR	7,000	7.840	54,880.000		

	EMBRAER SA-ADR	800	30.740	24,592.000	
	CREDICORP LTD	400	153.160	61,264.000	
	FIBRIA CELUL-ADR	2,000	13.610	27,220.000	
	VTB BANK-GDR	16,487	2.625	43,278.370	
	COMMER-GDR REG S	5,964	6.970	41,569.080	
	TATNEFT-ADR	1,275	36.050	45,963.750	
	SURGUTNEFTEG-ADR	6,770	7.200	48,744.000	
	ROSTELECOM-ADR	2,052	9.440	19,370.880	
	MMC NORILSK ADR	3,391	20.250	68,667.750	
	SISTEMA JSFC-GDR	479	7.700	3,688.300	
	MAGNIT PJSC-SPON	1,630	55.700	90,791.000	
	MEGAFON-REGS GDR	427	16.950	7,237.650	
	URALKALI-GDR	1,998	15.000	29,970.000	
	RUSHYDRO JSC-ADR	5,917	1.230	7,277.910	
	SBERBANK-SP ADR	18,937	6.076	115,061.210	
	GLOBAL TELECOM H	3,367	2.000	6,734.000	
	NOVATEK OAO-GDR	635	97.750	62,071.250	
	LUKOIL OAO-ADR	3,093	52.700	163,001.100	
	ROSNEFT OJSC-GDR	7,393	5.090	37,630.370	
	GAZPROM-ADR	39,247	6.024	236,423.920	
	SEVERSTAL-GDR	2,189	11.530	25,239.170	
	QUIMICA Y-SP ADR	400	21.380	8,552.000	
	ENDESA-ADR (CHL)	500	46.880	23,440.000	
	ULTRAPAR PA-ADR	1,200	23.280	27,936.000	
	ENERSIS SA-ADR	1,700	18.430	31,331.000	
	PAO ACUCAR-ADR	600	33.530	20,118.000	
	BANCO SANTAN-ADR	600	21.550	12,930.000	
アメリカ・ドル	小計			アメリカ・ドル 1,844,222.910 (220,993,231)	
インドネシア・ルピア	株		インドネシア・ルピア	インドネシア・ルピア	
	INDOCEMENT TUNGG	12,300	21,350.000	262,605,000.000	
	UNILEVER IND TBK	10,900	43,400.000	473,060,000.000	
	UNITED TRACTORS	14,400	22,800.000	328,320,000.000	
	ASTRA INTERNATIO	136,400	7,200.000	982,080,000.000	
	GUDANG GARAM TBK	2,300	45,975.000	105,742,500.000	
	SEMEN INDONESIA	23,100	12,875.000	297,412,500.000	
	KALBE FARMA	193,700	1,820.000	352,534,000.000	
	CHAROEN POK INDO	34,000	2,700.000	91,800,000.000	

	LIPPO KARAWACI	95,500	1,275.000	121,762,500.000	
	INDOFOOD SUKSES	43,800	6,750.000	295,650,000.000	
	GLOBAL MEDIACOM	39,200	1,515.000	59,388,000.000	
	TELEKOMUNIKASI	293,600	2,830.000	830,888,000.000	
	BANK NEGARA INDO	56,200	6,700.000	376,540,000.000	
	BANK CENTRAL ASI	71,200	13,700.000	975,440,000.000	
	BANK MANDIRI	54,200	11,175.000	605,685,000.000	
	PERUSAHAAN GAS N	68,200	3,980.000	271,436,000.000	
	BANK RAKYAT INDO	70,500	11,625.000	819,562,500.000	
	ADARO ENERGY TBK	68,600	855.000	58,653,000.000	
	XL AXIATA TBK PT	15,400	3,985.000	61,369,000.000	
	MATAHARI DEPT	17,800	17,075.000	303,935,000.000	
	SURYA CITRA MEDI	64,000	3,165.000	202,560,000.000	
インドネシア・ルピア 小計				インドネシア・ルピア 7,876,423,000.000 (72,463,092)	
コロンビア・ペソ		株	コロンビア・ペソ	コロンビア・ペソ	
	CORFICOLOMBIANA	571	37,580.000	21,458,180.000	
	ISA SA	2,215	8,120.000	17,985,800.000	
	ALMACENES EXITO	940	25,100.000	23,594,000.000	
	SURAMERICANA	1,035	35,600.000	36,846,000.000	
	CEMENTOS ARGOS	1,832	9,250.000	16,946,000.000	
	GRUPO ARGOS SA	1,704	18,000.000	30,672,000.000	
	SURAMERICANA-PRF	345	35,200.000	12,144,000.000	
	CEMEX LATAM HOLD	757	13,000.000	9,841,000.000	
コロンビア・ペソ 小計				コロンビア・ペソ 169,486,980.000 (8,559,092)	
タイ・パーツ		株	タイ・パーツ	タイ・パーツ	
	ENERGY ABSOLUTE	12,700	25.000	317,500.000	
	DELTA ELEC-NVDR	4,800	86.000	412,800.000	
	THAI UNION-NVDR	16,400	20.300	332,920.000	
	BANGKOK BANK-F	4,200	183.000	768,600.000	
	SIAM CEMENT -FOR	2,400	540.000	1,296,000.000	
	KASIKORNBANK-FOR	10,100	203.000	2,050,300.000	
	BUMRUNGRAD-NVDR	2,100	176.500	370,650.000	
	MINOR INTER-NVDR	7,810	31.000	242,110.000	
	BTS GROUP HOLDIN	31,800	9.050	287,790.000	
	SIAM COMMER-NVDR	10,100	160.000	1,616,000.000	

	TRUE CORP PCL-NV	59,700	10.900	650,730.000	
	ADVANCED IN-NVDR	6,000	237.000	1,422,000.000	
	KRUNG THAI-NVDR	14,100	19.600	276,360.000	
	BANGKOK DUS-NVDR	33,700	19.800	667,260.000	
	PTT EXPLOR-NVDR	8,400	120.000	1,008,000.000	
	BEC WORLD P-NVDR	5,400	39.250	211,950.000	
	PTT PCL-NVDR	6,600	359.000	2,369,400.000	
	THAI OIL PCL-NVD	5,500	55.250	303,875.000	
	CP ALL PCL-NVDR	34,100	41.750	1,423,675.000	
	AIRPORTS OF-NVDR	3,100	288.000	892,800.000	
	CENTRAL PAT-NVDR	13,700	40.000	548,000.000	
	CHAROEN POK-NVDR	29,600	22.300	660,080.000	
	PTT GLOBAL-NVDR	13,500	64.250	867,375.000	
タイ・パーツ 小計				タイ・パーツ 18,996,175.000 (67,816,345)	
チェコ・コルナ		株	チェコ・コルナ	チェコ・コルナ	
	CEZ AS	1,082	636.000	688,152.000	
	KOMERCNI BANKA	65	5,261.000	341,965.000	
チェコ・コルナ 小計				チェコ・コルナ 1,030,117.000 (5,068,176)	
チリ・ペソ		株	チリ・ペソ	チリ・ペソ	
	BANCO CRED INVER	186	30,738.000	5,717,268.000	
	AES GENER SA	18,181	369.950	6,726,060.950	
	AGUAS ANDINAS-A	16,302	366.150	5,968,977.300	
	CMPC	5,952	1,748.300	10,405,881.600	
	COLBUN SA	47,917	183.410	8,788,456.970	
	ENTEL	711	7,097.700	5,046,464.700	
	FALABELLA	4,038	4,817.400	19,452,661.200	
	EMPRESAS COPEC	1,996	7,218.200	14,407,527.200	
チリ・ペソ 小計				チリ・ペソ 76,513,297.920 (15,057,817)	
トルコ・リラ		株	トルコ・リラ	トルコ・リラ	
	GARANTI	13,665	8.410	114,922.650	
	AKBANK	14,013	7.640	107,059.320	
	IS BANKASI	13,678	5.800	79,332.400	
	TURKCELL	5,477	12.000	65,724.000	
	TUPRAS	1,140	61.500	70,110.000	

	EREGLI	11,263	4.620	52,035.060	
	SABANCI HOLDING	6,779	9.650	65,417.350	
	HALKBANK	4,043	13.400	54,176.200	
	YAPI KREDI	4,056	4.150	16,832.400	
	VAKIBANK	3,521	4.720	16,619.120	
	KOC HOLDING	4,933	11.900	58,702.700	
	THY	3,179	8.880	28,229.520	
	PETKIM	6,229	3.750	23,358.750	
	TURK TELEKOM	3,101	7.080	21,955.080	
	ANADOLU EFES BIR	2,405	22.850	54,954.250	
	COCA-COLA ICECEK	393	44.000	17,292.000	
	BIM	1,373	48.300	66,315.900	
トルコ・リラ 小計				トルコ・リラ 913,036.700 (40,703,176)	
ハンガリー・ フォリント		株	ハンガリー・フォリント	ハンガリー・フォリント	
	MOL	214	15,250.000	3,263,500.000	
	RICHTER GEDEON N	738	4,540.000	3,350,520.000	
	OTP BANK PLC	1,404	6,000.000	8,424,000.000	
ハンガリー・フォリント 小計				ハンガリー・フォリント 15,038,020.000 (6,682,896)	
フィリピン・ペソ		株	フィリピン・ペソ	フィリピン・ペソ	
	AYALA LAND INC	45,500	40.400	1,838,200.000	
	PHILIPP LONG DIS	570	2,822.000	1,608,540.000	
	DMCI HLDGS INC	21,300	14.920	317,796.000	
	SM PRIME HLDGS	60,800	19.900	1,209,920.000	
	BANK PHILIPPINE	5,390	100.600	542,234.000	
	AYALA CORP	1,670	808.500	1,350,195.000	
	JG SUMMIT HLDG	18,640	72.300	1,347,672.000	
	JOLLIBEE FOODS	2,260	209.000	472,340.000	
	UNIVERSAL ROBINA	6,740	213.000	1,435,620.000	
	INTL CONTAIN TER	8,210	109.900	902,279.000	
	ABOITIZ EQUITY	11,190	56.800	635,592.000	
	ENERGY DEVELOPME	48,700	8.050	392,035.000	
SM INVESTMENTS	1,310	910.000	1,192,100.000		
BDO UNIBANK INC	11,530	110.200	1,270,606.000		

	METRO PACIFIC IN	72,600	4.600	333,960.000	
フィリピン・ペソ	小計			フィリピン・ペソ 14,849,089.000 (39,795,559)	
ブラジル・リアル		株	ブラジル・リアル	ブラジル・リアル	
	PETROBRAS-PREF	24,100	13.700	330,170.000	
	VALE SA-PF	13,400	19.200	257,280.000	
	USIMINAS-PREF A	1,700	6.270	10,659.000	
	ITAU UNIBAN-PREF	16,800	37.750	634,200.000	
	SID NACIONAL	2,900	8.350	24,215.000	
	PETROBRAS	19,400	14.650	284,210.000	
	ITAUSA-PREF	21,670	9.580	207,598.600	
	ELETRORBRAS-PR B	1,500	9.960	14,940.000	
	BRADSPAR SA -PR	1,100	12.780	14,058.000	
	BANCO DO BRASIL	4,800	27.860	133,728.000	
	COSAN	600	27.530	16,518.000	
	EMBRAER	1,400	23.250	32,550.000	
	MET GERDAU-PREF	1,400	9.800	13,720.000	
	OI SA-PREF	1,170	5.740	6,715.800	
	CCR SA	5,000	16.180	80,900.000	
	B2W CIA DIGITAL	500	24.600	12,300.000	
	NATURA	1,600	31.250	50,000.000	
	SABESP	2,900	19.650	56,985.000	
	CYRELA	1,500	11.270	16,905.000	
	CESP-PREF B	800	21.700	17,360.000	
	SOUZA CRUZ	3,000	26.150	78,450.000	
	TIM PART	3,600	8.940	32,184.000	
	TELEF BRASI-PREF	600	46.680	28,008.000	
	CPFL ENERGIA SA	1,857	20.030	37,195.710	
	LOJAS RENNEN SA	1,000	109.720	109,720.000	
	LOJAS AMERIC-PRF	4,300	17.520	75,336.000	
	JBS	5,300	15.630	82,839.000	
	LOCALIZA	800	34.200	27,360.000	
	TRACTEBEL	800	37.150	29,720.000	
	BM&FBOVESPA SA	11,700	12.390	144,963.000	
	PORTO SEGURO SA	600	38.650	23,190.000	
	MULTIPLAN	400	53.230	21,292.000	
	BR MALLS	2,300	16.170	37,191.000	
	CIELO SA	5,880	42.100	247,548.000	

	HYPERMARCAS SA	3,100	21.300	66,030.000	
	PAO ACUCA-PREF	300	101.300	30,390.000	
	WEG SA	4,200	16.720	70,224.000	
	RAIADROGASIL	2,100	35.980	75,558.000	
	ECORODOVIAS	1,400	9.080	12,712.000	
	ESTACIO	2,000	18.250	36,500.000	
	TOTVS SA	1,400	38.600	54,040.000	
	CETIP	1,700	33.950	57,715.000	
	QUALICORP SA	1,900	23.500	44,650.000	
	KLABIN SA - UNIT	2,100	18.650	39,165.000	
	ULTRAPAR	800	70.850	56,680.000	
	KROTON	7,700	10.750	82,775.000	
	BRDESCO SA	5,040	29.920	150,796.800	
	AMBEV SA	28,800	19.600	564,480.000	
	M DIAS BRANCO SA	200	89.330	17,866.000	
	DURATEX SA	1,700	8.700	14,790.000	
	BB SEGURIDADE PA	3,800	36.100	137,180.000	
ブラジル・リアル 小計				ブラジル・リアル 4,701,560.910 (186,181,812)	
ポーランド・ズロチ		株	ポーランド・ズロチ	ポーランド・ズロチ	
	CYFRPLSAT	1,135	25.750	29,226.250	
	CCC SA	259	190.000	49,210.000	
	PKOBP	5,040	37.270	187,840.800	
	PEKAO	749	193.150	144,669.350	
	PZU	406	471.000	191,226.000	
	ORANGE POLSKA SA	7,352	10.040	73,814.080	
	PGNIG	16,298	6.530	106,425.940	
	PGE SA	5,028	20.200	101,565.600	
	PKN ORLEN	2,271	66.400	150,794.400	
	TAURONPE	6,489	4.880	31,666.320	
	ENERGA SA	1,246	23.450	29,218.700	
	LPP	8	7,152.500	57,220.000	
	MBANK SA	76	484.000	36,784.000	
	BZWBK	218	376.850	82,153.300	
	KGHM	1,031	127.800	131,761.800	
ポーランド・ズロチ 小計				ポーランド・ズロチ 1,403,576.540 (46,781,206)	

マレーシア・リンギット	株	マレーシア・リンギット	マレーシア・リンギット
MISC BHD	9,800	8.570	83,986.000
PETRONAS DAGANGA	1,200	21.560	25,872.000
MALAYAN BANKING	28,300	9.150	258,945.000
GENTING BHD	12,400	8.920	110,608.000
PUBLIC BANK BHD	15,300	19.320	295,596.000
UMW HLDG BHD	5,200	10.740	55,848.000
SIME DARBY	15,600	8.940	139,464.000
AXIATA GROUP BER	15,800	6.680	105,544.000
KUALA LUMPUR KEP	4,200	22.060	92,652.000
PCHEM	18,200	5.850	106,470.000
GENTING MALAYSIA	22,000	4.320	95,040.000
TELEKOM MALAYSIA	10,500	7.350	77,175.000
IJM CORP BHD	12,200	7.150	87,230.000
IOI CORP BHD	20,500	4.220	86,510.000
AMBANK HLDG BHD	14,300	6.340	90,662.000
CIMB GROUP HOLDI	30,200	5.880	177,576.000
TENAGA NASIONAL	21,600	13.980	301,968.000
BRIT AMER TOBACC	600	66.100	39,660.000
GAMUDA BHD	15,200	5.230	79,496.000
YTL CORP BHD	22,200	1.650	36,630.000
PPB GROUP BERHAD	2,500	15.160	37,900.000
HONG LEONG BANK	2,600	14.000	36,400.000
ALLIANCE FIN	5,400	4.740	25,596.000
PETRONAS GAS BHD	4,500	22.880	102,960.000
DIGI.COM BHD	18,800	6.010	112,988.000
MALAYSIA AIRPORT	3,700	6.520	24,124.000
DIALOG GROUP BHD	36,200	1.600	57,920.000
MAXIS BHD	14,200	7.000	99,400.000
SAPURAKENCANA	27,200	2.780	75,616.000
FELDA GLOBAL VEN	9,000	2.090	18,810.000
IHH HEALTHCARE B	18,600	5.920	110,112.000
ASTRO MALAYSIA	8,800	3.150	27,720.000
IOI PROPERTIES	14,200	2.180	30,956.000
マレーシア・リンギット 小計			マレーシア・リンギット 3,107,434.000 (103,415,404)
メキシコ・ペソ	株	メキシコ・ペソ	メキシコ・ペソ

	AERO DEL PACIF-B	1,400	109.650	153,510.000	
	AMERICA MOVIL-L	206,200	15.850	3,268,270.000	
	GRUPO TELEV-CPO	16,100	108.910	1,753,451.000	
	CEMEX SAB-CPO	74,984	14.920	1,118,761.280	
	GRUMA SAB-B	1,600	188.590	301,744.000	
	FOMENTO ECON-UBD	12,100	143.000	1,730,300.000	
	OHL MEXICO SAB D	7,800	24.300	189,540.000	
	EL PUERTO LIV-C1	800	176.090	140,872.000	
	ARCA CONTINENTAL	3,400	97.030	329,902.000	
	GENOMMA LAB-B	4,000	16.900	67,600.000	
	GRUPO F SANTAN-B	12,200	30.930	377,346.000	
	PROMOTORA Y OPER	2,500	173.880	434,700.000	
	GENERERA SAB DE C	4,600	26.550	122,130.000	
	COCA-COLA FEMSA	2,600	122.930	319,618.000	
	MEXICHEM-*	6,400	44.500	284,800.000	
	AERO DEL SURES-B	1,100	227.490	250,239.000	
	GRUPO CARSO-A1	4,500	65.070	292,815.000	
	KIMBERLY-CLA M-A	11,200	34.460	385,952.000	
	CONTROLA COM-UBC	2,100	49.320	103,572.000	
	GRUPO BIMBO-A	10,300	41.680	429,304.000	
	INDUSTRIAS PENOL	1,160	267.210	309,963.600	
	ALFA SAB-A	17,000	31.340	532,780.000	
	GRUPO MEXICO-B	25,500	48.580	1,238,790.000	
	GRUPO FIN INB-O	12,000	37.310	447,720.000	
	WALMART DE MEXIC	29,700	36.780	1,092,366.000	
	GRUPO F BANORT-O	14,000	88.900	1,244,600.000	
	メキシコ・ペソ 小計			メキシコ・ペソ 16,920,645.880 (132,488,657)	
ユーロ		株	ユーロ	ユーロ	
	PIRAEUS BANK	8,448	0.461	3,894.520	
	EUROBANK ERGASIA	32,751	0.152	4,978.150	
	JUMBO SA	589	9.270	5,460.030	
	HELLENIC TELECOM	2,447	8.330	20,383.510	
	NATL BANK GREECE	10,560	1.260	13,305.600	
	PUBLIC POWER COR	656	5.840	3,831.040	
	OPAP SA	1,950	8.350	16,282.500	
	ALPHA BANK A.E.	15,636	0.347	5,425.690	
ユーロ 小計				ユーロ 73,561.040	

				(9,912,350)	
韓国・ウォン		株	韓国・ウォン	韓国・ウォン	
	YUHAN CORP	55	247,000.000	13,585,000.000	
	CJ KOREA EXPRESS	55	196,500.000	10,807,500.000	
	DAELIM INDUS CO	136	83,200.000	11,315,200.000	
	KIA MOTORS CORP	1,553	51,500.000	79,979,500.000	
	WOORI BANK	2,525	10,700.000	27,017,500.000	
	OCI CO LTD	82	98,200.000	8,052,400.000	
	SK HYNIX INC	3,733	45,900.000	171,344,700.000	
	HYUNDAI ENG&CONS	597	52,800.000	31,521,600.000	
	SAMSUNG FIRE & M	185	287,000.000	53,095,000.000	
	SAMSUNG C&T CORP	693	57,900.000	40,124,700.000	
	CJ CORP	68	189,000.000	12,852,000.000	
	HYUNDAI MARINE	370	28,350.000	10,489,500.000	
	ORION CORP	30	1,258,000.000	37,740,000.000	
	AMOREPACIFIC GRO	22	1,630,000.000	35,860,000.000	
	LG CORP	600	66,700.000	40,020,000.000	
	SHINSEGAE CO LTD	39	199,500.000	7,780,500.000	
	HYOSUNG CORP	121	118,000.000	14,278,000.000	
	HYUNDAI MOTOR	922	173,000.000	159,506,000.000	
	POSCO	381	262,500.000	100,012,500.000	
	GS ENGINEERING	230	32,100.000	7,383,000.000	
	SAMSUNG SDI CO	330	117,500.000	38,775,000.000	
	DAEWOO SECS CO	907	14,950.000	13,559,650.000	
	HOTEL SHILLA CO	291	107,000.000	31,137,000.000	
	SAMSUNG ELECTRO	306	63,700.000	19,492,200.000	
	HANSSEM CO LTD	78	191,500.000	14,937,000.000	
	HYUNDAI HEAVY	298	138,000.000	41,124,000.000	
	KOREA ZINC CO	68	485,500.000	33,014,000.000	
	SAMSUNG HEAVY IN	1,339	18,500.000	24,771,500.000	
	HYUNDAI MIPO DOC	57	91,200.000	5,198,400.000	
	S-OIL CORP	254	72,600.000	18,440,400.000	
	LG INNOTEK CO LT	62	97,200.000	6,026,400.000	
	LOTTE CHEMICAL C	73	249,500.000	18,213,500.000	
	HYUNDAI WIA CORP	137	150,000.000	20,550,000.000	
	HYUNDAI MOBIS	409	238,000.000	97,342,000.000	
	HYUNDAI DEVELOPM	489	57,000.000	27,873,000.000	
	E-MART CO LTD	149	228,500.000	34,046,500.000	
	HANKOOK TIRE CO	552	41,400.000	22,852,800.000	

SAMSUNG SDS CO	174	245,000.000	42,630,000.000	
HALLA VISTEON CL	163	38,700.000	6,308,100.000	
COWAY CO LTD	374	90,700.000	33,921,800.000	
LOTTE SHOPPING	96	255,500.000	24,528,000.000	
KCC CORP	39	514,000.000	20,046,000.000	
INDUSTRIAL BANK	1,902	14,950.000	28,434,900.000	
CHEIL INDUSTRIES	88	142,500.000	12,540,000.000	
CHEIL WORLDWIDE	471	22,400.000	10,550,400.000	
KT CORP	311	31,100.000	9,672,100.000	
LG UPLUS CORP	1,030	9,850.000	10,145,500.000	
SAMSUNG LIFE INS	357	108,500.000	38,734,500.000	
KT&G CORP	760	95,700.000	72,732,000.000	
DOOSAN HEAVY	327	29,300.000	9,581,100.000	
LG DISPLAY CO LT	1,358	30,000.000	40,740,000.000	
PARADISE CO LTD	216	25,550.000	5,518,800.000	
SK C&C CO LTD	145	246,500.000	35,742,500.000	
KANGWON LAND INC	924	37,300.000	34,465,200.000	
NAVER CORP	179	611,000.000	109,369,000.000	
DAUM KAKAO CORP	147	104,600.000	15,376,200.000	
SK HOLDINGS	194	181,000.000	35,114,000.000	
NCSOFT CORP	80	206,000.000	16,480,000.000	
DAEWOO SHIPBLDG	504	17,550.000	8,845,200.000	
DOOSAN INFRACORE	732	11,400.000	8,344,800.000	
DAEWOO INTL CORP	245	30,150.000	7,386,750.000	
KOREA AEROSPACE	290	63,500.000	18,415,000.000	
BNK FINANCIAL GR	1,733	16,100.000	27,901,300.000	
DGB FINANCIAL GR	845	12,000.000	10,140,000.000	
KEPCO PLANT SERV	171	87,200.000	14,911,200.000	
LG HOUSEHOLD & H	61	817,000.000	49,837,000.000	
LG CHEM LTD	327	275,000.000	89,925,000.000	
HYUNDAI STEEL	495	77,500.000	38,362,500.000	
HYUNDAI MOTOR-PF	264	117,000.000	30,888,000.000	
HYUNDAI MOTOR-2	239	119,500.000	28,560,500.000	
SHINHAN FINANCIA	2,524	44,350.000	111,939,400.000	
KB FINANCIAL GRO	2,225	41,400.000	92,115,000.000	
DONGBU INSURANCE	212	53,000.000	11,236,000.000	
SAMSUNG ELE-PREF	127	1,050,000.000	133,350,000.000	
SAMSUNG ELECTRON	686	1,370,000.000	939,820,000.000	
LG ELECTRONICS	637	58,500.000	37,264,500.000	

	CELLTRION INC	508	82,700.000	42,011,600.000	
	HYUNDAI DEPT STO	76	144,000.000	10,944,000.000	
	KOREA INVESTMENT	213	64,900.000	13,823,700.000	
	KOREA ELEC POWER	1,650	46,250.000	76,312,500.000	
	GS HOLDINGS	281	49,400.000	13,881,400.000	
	SK TELECOM	90	262,500.000	23,625,000.000	
	HYUNDAI GLOVIS	103	228,000.000	23,484,000.000	
	HANA FINANCIAL G	1,924	31,700.000	60,990,800.000	
	SAMSUNG SECS CO	298	58,700.000	17,492,600.000	
	HANWHA LIFE INSU	1,531	7,830.000	11,987,730.000	
	AMOREPACIFIC COR	18	3,884,000.000	69,912,000.000	
	SK INNOVATION	412	115,500.000	47,586,000.000	
	CJ CHEIL	74	419,000.000	31,006,000.000	
	HANWHA CHEM CORP	579	15,900.000	9,206,100.000	
韓国・ウォン 小計				韓国・ウォン 4,064,253,630.000 (446,255,049)	
香港・ドル		株	香港・ドル	香港・ドル	
	CHINA RAIL CN-H	9,000	13.300	119,700.000	
	BELLE INTL	28,000	9.510	266,280.000	
	CHINA RAIL GR-H	19,000	9.360	177,840.000	
	CHINA MER HOLD	10,000	32.050	320,500.000	
	KINGBOARD CHEM	4,000	13.680	54,720.000	
	WANT WANT CHINA	40,000	8.730	349,200.000	
	CHINA EVER LTD	4,000	24.200	96,800.000	
	GEELY AUTOMOBILE	25,000	4.200	105,000.000	
	JIANGSU EXPRES-H	6,000	10.220	61,320.000	
	ALIBABA HEALTH	10,000	10.520	105,200.000	
	CHINA EVERBR INT	18,000	14.620	263,160.000	
	CHINA RES ENTERP	12,000	23.600	283,200.000	
	TINGYI	14,000	16.640	232,960.000	
	JIANGXI COPPER-H	12,000	15.700	188,400.000	
	SHANG INDUS HLDG	3,000	29.300	87,900.000	
	BJ ENT WATER	34,000	6.230	211,820.000	
	CHINA GAS HOLDIN	14,000	13.060	182,840.000	
	SINOPEC CORP-H	154,000	7.030	1,082,620.000	
	BEIJING ENT	4,000	69.000	276,000.000	
	SIHUAN PHARM	32,000	4.410	141,120.000	
	DONGFENG MOTOR-H	20,000	12.700	254,000.000	

GOME ELECTRICAL	47,000	1.870	87,890.000	
HANERGY TFP	90,000	7.220	649,800.000	
ZHEJIANGEXPRE-H	8,000	10.800	86,400.000	
SINOTRANS LTD-H	13,000	5.370	69,810.000	
FOSUN INTL	13,500	19.820	267,570.000	
TENCENT	31,500	153.000	4,819,500.000	
CHINA TELECOM-H	80,000	5.420	433,600.000	
AIR CHINA LTD-H	14,000	8.420	117,880.000	
CHINA UNICOM	38,000	13.820	525,160.000	
ZTE-H	8,800	23.550	207,240.000	
SHIMAO PROPERTY	10,500	17.840	187,320.000	
CHINA RES POWER	12,000	22.600	271,200.000	
PETROCHINA-H	126,000	9.580	1,207,080.000	
CHINA MEDICAL SY	7,000	12.000	84,000.000	
CNOOC	109,000	12.960	1,412,640.000	
HUANENG POWER-H	20,000	10.620	212,400.000	
ANHUI CONCH-H	9,000	30.450	274,050.000	
CHINA LONGYUAN-H	24,000	9.400	225,600.000	
NEW WORLD CHINA	12,000	5.310	63,720.000	
CCB-H	438,000	7.280	3,188,640.000	
CHINA MOBILE	37,500	107.700	4,038,750.000	
CHINA TAIPING IN	7,600	28.300	215,080.000	
SMIC	127,000	0.790	100,330.000	
DATANG INTL PO-H	12,000	4.330	51,960.000	
CITIC BANK-H	47,000	6.630	311,610.000	
HENGAN INTL	5,000	96.500	482,500.000	
HUADIAN POWER-H	14,000	8.160	114,240.000	
CHINA SHENHUA-H	20,000	19.240	384,800.000	
CSPC PHARMACEUTI	16,000	7.650	122,400.000	
SINOPHARM-H	7,200	33.800	243,360.000	
CHINA RES LAND	16,000	25.650	410,400.000	
HAIER ELECTRONIC	10,000	20.950	209,500.000	
YANZHOU COAL-H	10,000	7.110	71,100.000	
SINO BIOPHARM	24,000	8.610	206,640.000	
CHINA RES GAS	8,000	25.100	200,800.000	
COSCO PAC LTD	20,000	11.480	229,600.000	
BYD CO LTD-H	4,000	45.500	182,000.000	
ABC-H	119,000	4.160	495,040.000	
CHINA RES CEMENT	10,000	4.820	48,200.000	

NEW CHINA LIFE-H	3,500	50.600	177,100.000	
PICC GROUP-H	51,000	5.560	283,560.000	
CITIC	15,000	14.900	223,500.000	
CHINA CINDA-H	45,000	4.580	206,100.000	
ICBC-H	447,000	6.420	2,869,740.000	
GUANGDONG INVEST	20,000	10.820	216,400.000	
CHINA SOUTH	22,000	3.050	67,100.000	
CHINA OVERSEAS	26,000	28.800	748,800.000	
CSR-H	9,000	15.000	135,000.000	
CHINA COM CONS-H	36,000	11.640	419,040.000	
CGN POWER-H	36,000	3.900	140,400.000	
PING AN-H	16,000	108.100	1,729,600.000	
HAITIAN INTL	3,000	17.760	53,280.000	
CHINA COAL ENE-H	35,000	4.750	166,250.000	
MINSHENG BANK-H	33,500	10.780	361,130.000	
COUNTRY GARDEN	47,000	3.920	184,240.000	
AAC TECHNOLOGIES	5,000	42.400	212,000.000	
ANTA SPORTS PROD	5,000	17.180	85,900.000	
TSINGTAO BREW-H	2,000	49.100	98,200.000	
FOSUN PHARMA-H	4,500	27.200	122,400.000	
CHINA VANKE-H	10,400	18.720	194,688.000	
GUANGZHOU AUTO-H	10,000	7.930	79,300.000	
SHENZHOU INTL GP	3,000	36.000	108,000.000	
MENGNU DAIRY	9,000	41.650	374,850.000	
PICC P&C-H	24,000	16.960	407,040.000	
GREAT WALL MOT-H	6,500	54.200	352,300.000	
WEICHAO POWER-H	5,000	29.350	146,750.000	
ALUMINUM CORP-H	18,000	4.730	85,140.000	
CHINA PACIFIC-H	15,400	39.300	605,220.000	
SHANGHAI PHARM-H	4,200	23.100	97,020.000	
CHINA LIFE-H	45,000	37.250	1,676,250.000	
ENN ENERGY	4,000	54.400	217,600.000	
SHANGHAI ELECT-H	18,000	7.060	127,080.000	
KUNLUN ENERGY	20,000	8.880	177,600.000	
CHINA OILFIELD-H	12,000	14.660	175,920.000	
ZIJIN MINING-H	30,000	2.990	89,700.000	
LENOVO GROUP	44,000	12.760	561,440.000	
CHINA STATE CONS	10,000	13.640	136,400.000	
CHINA NATL BDG-H	24,000	8.500	204,000.000	

BANKCOMM-H	47,000	7.540	354,380.000	
EVERGRANDE	56,000	6.820	381,920.000	
SINO OCEAN LAND	19,000	5.910	112,290.000	
CQRC BANK-H	18,000	6.170	111,060.000	
GCL-POLY ENERGY	85,000	2.110	179,350.000	
KINGSOFT CORP	8,000	26.500	212,000.000	
ZHUZHOU CSR-H	2,500	57.000	142,500.000	
CM BANK-H	26,500	22.050	584,325.000	
BANK OF CHINA-H	473,000	5.040	2,383,920.000	
SOHO CHINA	13,000	5.610	72,930.000	
CITIC SEC-H	8,500	32.000	272,000.000	
CHINA CNR CORP-H	12,000	15.860	190,320.000	
SUN ART RETAIL	21,500	7.720	165,980.000	
HAITONG SECURI-H	10,800	24.050	259,740.000	
HUIZHAN DAIRY	34,000	1.570	53,380.000	
CGS-H	12,500	12.260	153,250.000	
BRILLIANCE CHINA	20,000	12.800	256,000.000	
SHANDONG WEIG-H	8,000	6.490	51,920.000	
LONGFOR PPT	16,500	13.200	217,800.000	
香港・ドル 小計			香港・ドル 47,841,493.000 (739,629,482)	
台湾・ドル	株	台湾・ドル	台湾・ドル	
ADVANTECH CO LTD	3,000	246.500	739,500.000	
TAIWAN CEMENT	20,000	42.400	848,000.000	
ASIA CEMENT CORP	10,000	38.500	385,000.000	
UNI-PRESIDENT EN	31,000	49.900	1,546,900.000	
FORMOSA PLASTIC	20,000	77.800	1,556,000.000	
NAN YA PLASTICS	28,000	74.200	2,077,600.000	
FORMOSA CHEM & F	17,000	77.700	1,320,900.000	
ECLAT TEXTILE CO	1,000	412.000	412,000.000	
TECO ELEC & MACH	9,000	30.700	276,300.000	
WALSIN LIHWA	23,000	9.130	209,990.000	
TAIWAN FERTILIZE	6,000	56.200	337,200.000	
CHINA STEEL CORP	72,000	25.500	1,836,000.000	
HIWIN TECHNOLOGI	1,000	232.000	232,000.000	
CHENG SHIN RUBBE	10,000	71.200	712,000.000	
HOTAI MOTOR CO	2,000	514.000	1,028,000.000	
LITE-ON TECHNOLO	20,000	38.400	768,000.000	

DELTA ELECT INC	11,000	184.500	2,029,500.000	
ADVANCED SEMICON	33,000	44.050	1,453,650.000	
SYNNEX TECH INTL	7,000	42.500	297,500.000	
ACER INC	29,946	19.550	585,444.300	
FOXCONN TECHNOLO	5,000	88.400	442,000.000	
INVENTEC CORP	10,000	21.350	213,500.000	
REALTEK SEMI	2,000	92.500	185,000.000	
QUANTA COMPUTER	16,000	79.000	1,264,000.000	
CHICONY ELECT	3,000	89.700	269,100.000	
AU OPTRONICS COR	57,000	15.450	880,650.000	
CHUNGHWA TELECOM	19,000	98.700	1,875,300.000	
EPISTAR CORP	10,000	47.450	474,500.000	
MEDIATEK INC	8,000	368.500	2,948,000.000	
CATCHER TECH	4,000	342.000	1,368,000.000	
HTC CORP	3,000	120.000	360,000.000	
CHANG HWA BANK	21,000	18.350	385,350.000	
CHINA LIFE INSUR	14,000	31.850	445,900.000	
TAIWAN BUS BANK	37,000	9.950	368,150.000	
HUA NAN FINANCIA	25,000	18.600	465,000.000	
FUBON FINANCIAL	34,000	64.400	2,189,600.000	
CATHAY FINANCIAL	47,000	54.300	2,552,100.000	
CHINA DEVELOPMEN	86,000	12.100	1,040,600.000	
E.SUN FINANCIAL	42,000	20.450	858,900.000	
YUANTA FINANCIAL	61,000	17.050	1,040,050.000	
MEGA FINANCIAL H	50,000	27.350	1,367,500.000	
TAISHIN HOLDINGS	52,000	13.550	704,600.000	
SHIN KONG FINANC	75,000	9.670	725,250.000	
SINOPAC FINANCIA	57,972	13.800	800,013.600	
CTBC FINANCIAL	68,000	22.850	1,553,800.000	
FIRST FINANCIAL	47,000	19.100	897,700.000	
FAR EAST DEPT.	8,000	24.650	197,200.000	
RUENTEX IND	3,000	74.900	224,700.000	
LARGAN PRECISION	1,000	3,105.000	3,105,000.000	
NOVATEK MICROELE	3,000	150.000	450,000.000	
TAIWAN MOBILE CO	10,000	109.500	1,095,000.000	
WISTRON CORP	23,000	25.550	587,650.000	
INOTERA MEMORIES	17,000	32.850	558,450.000	
INNOLUX CORP	53,000	16.600	879,800.000	
TPK HOLDING CO L	1,000	210.500	210,500.000	

	WPG HOLDINGS LTD	8,000	38.950	311,600.000	
	FAR EASTONE TELE	7,000	72.600	508,200.000	
	PEGATRON CORP	12,000	91.900	1,102,800.000	
	CHAILLEASE HOLDIN	8,000	81.200	649,600.000	
	TAIWAN COOPERATI	31,489	16.350	514,845.150	
	SIMPLO TECHNOLOG	2,000	151.000	302,000.000	
	RADIANT OPTO-ELE	2,000	107.000	214,000.000	
	POWERTECH TECHNO	4,000	61.600	246,400.000	
	FORMOSA PETROCHE	5,000	80.400	402,000.000	
	POU CHEN	10,000	44.200	442,000.000	
	GIANT MANUFACTUR	2,000	265.000	530,000.000	
	RUENTEX DEVELOPM	4,000	53.500	214,000.000	
	SILICONWARE PREC	21,000	49.900	1,047,900.000	
	COMPAL ELECTRON	36,000	27.900	1,004,400.000	
	TSMC	136,000	146.500	19,924,000.000	
	HON HAI PRECISIO	67,000	92.100	6,170,700.000	
	PRESIDENT CHAIN	3,000	226.500	679,500.000	
	ASUSTEK COMPUTER	4,000	314.000	1,256,000.000	
	FAR EASTERN NEW	16,000	33.700	539,200.000	
	UNITED MICROELEC	75,000	14.050	1,053,750.000	
台湾・ドル	小計			台湾・ドル 88,747,243.050 (346,114,248)	
南アフリカ・ラ ンド		株	南アフリカ・ランド	南アフリカ・ランド	
	GOLD FIELDS LTD	5,913	44.280	261,827.640	
	VODACOM GROUP	2,247	145.800	327,612.600	
	TSOGO SUN HOLDIN	4,007	27.370	109,671.590	
	RESILIENT PROPER	1,380	94.740	130,741.200	
	SHOPRITE HLDGS	2,464	166.360	409,911.040	
	NEDBANK GROUP	1,154	251.450	290,173.300	
	BIDVEST GROUP	2,026	311.510	631,119.260	
	NETCARE LTD	4,240	39.400	167,056.000	
	STEINHOFF INTL	12,234	75.090	918,651.060	
	STANDARD BANK GR	6,893	170.440	1,174,842.920	
	IMPERIAL HLDGS	1,384	191.200	264,620.800	
	SASOL LTD	3,549	463.470	1,644,855.030	
	REMGRO LTD	2,986	259.320	774,329.520	
	DISCOVERY LTD	2,366	125.250	296,341.500	

EXXARO RESOURCES	655	97.470	63,842.850	
KUMBA IRON ORE L	268	167.390	44,860.520	
TRUWORTHS INTL	3,099	87.400	270,852.600	
SANLAM LTD	10,826	73.240	792,896.240	
TIGER BRANDS LTD	997	305.230	304,314.310	
MASSMART HLDGS	771	152.030	117,215.130	
RMB HOLDINGS LTD	4,750	68.010	323,047.500	
FIRSTRAND LTD	21,319	54.180	1,155,063.420	
PPC LTD	2,790	17.280	48,211.200	
WOOLWORTHS HLDGS	5,025	89.160	448,029.000	
THE FOSCHINI GRO	1,748	174.380	304,816.240	
BARCLAYS AFRICA	1,799	184.080	331,159.920	
NASPERS LTD-N	2,408	1,786.870	4,302,782.960	
INVESTEC LTD	1,079	108.810	117,405.990	
MTN GROUP LTD	10,364	232.500	2,409,630.000	
IMPALA PLATINUM	3,616	67.880	245,454.080	
AFRICAN RAINBOW	520	113.000	58,760.000	
ASPEN PHARMACARE	1,948	353.150	687,936.200	
ANGLOGOLD ASHANT	2,753	130.490	359,238.970	
BARLOWORLD LTD	1,047	96.200	100,721.400	
SAPPI LTD	5,169	47.250	244,235.250	
TELKOM SA SOC LT	1,697	74.300	126,087.100	
MMI HOLDINGS LTD	9,499	32.620	309,857.380	
RMI HOLDINGS	2,949	45.500	134,179.500	
NAMPAK LTD	5,306	41.900	222,321.400	
SPAR GRP LTD/THE	795	192.000	152,640.000	
MR PRICE GROUP	1,410	244.510	344,759.100	
ANGLO AMERICAN P	226	331.000	74,806.000	
LIFE HEALTHCARE	7,257	40.000	290,280.000	
CORONAT	925	87.300	80,752.500	
MEDICLINIC INT	2,754	116.230	320,097.420	
BRAIT SE	3,128	88.860	277,954.080	
南アフリカ・ランド 小計			南アフリカ・ランド 22,465,961.720 (223,760,979)	
合計			2,711,678,571 [2,711,678,571]	

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
-----	-----	-----	------	-----	----

投資信託受益証券	アメリカ・ドル	GLOBAL X MSCI CO	4,700.000	アメリカ・ドル 58,562.000
		ISHARES MSCI UAE	7,900.000	160,291.000
		ISHARES MSCI QAT	8,500.000	199,155.000
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 418,008.000 (50,089,899)
投資信託受益証券 合計				50,089,899 [50,089,899]
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI EME	40,800	アメリカ・ドル 1,727,064.000
		ISHARES MSCI CHI	2,500	108,200.000
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 1,835,264.000 (219,919,685)
	トルコ・リラ	EMLAK KONUT	9,371	トルコ・リラ 28,113.000
		トルコ・リラ 小計		トルコ・リラ 28,113.000 (1,253,278)
	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO	16,200	メキシコ・ペソ 635,364.000
		メキシコ・ペソ 小計		メキシコ・ペソ 635,364.000 (4,974,900)
	南アフリカ・ランド	REDEFINE PROPERT	26,573	南アフリカ・ランド 303,729.390
		GROWTHPOINT PROP	13,514	351,364.000
	南アフリカ・ランド 小計			南アフリカ・ランド 655,093.390 (6,524,730)
	投資証券 合計			232,672,593 [232,672,593]
合計			282,762,492 [282,762,492]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 41銘柄 投資信託 3銘柄 受益証券 投資証券 2銘柄	45.0%	10.2%	44.8%	16.4%
インドネシア・ルピア	株式 21銘柄	100%	-%	-%	2.4%
コロンビア・ペソ	株式 8銘柄	100%	-%	-%	0.3%
タイ・バーツ	株式 23銘柄	100%	-%	-%	2.3%
チェコ・コルナ	株式 2銘柄	100%	-%	-%	0.2%
チリ・ペソ	株式 8銘柄	100%	-%	-%	0.5%
トルコ・リラ	株式 17銘柄 投資証券 1銘柄	97.0%	-%	3.0%	1.4%
ハンガリー・フォリント	株式 3銘柄	100%	-%	-%	0.2%
フィリピン・ペソ	株式 15銘柄	100%	-%	-%	1.3%
ブラジル・レアル	株式 51銘柄	100%	-%	-%	6.2%
ポーランド・ズロチ	株式 15銘柄	100%	-%	-%	1.6%
マレーシア・リングgit	株式 33銘柄	100%	-%	-%	3.5%
メキシコ・ペソ	株式 26銘柄 投資証券 1銘柄	96.4%	-%	3.6%	4.6%
ユーロ	株式 8銘柄	100%	-%	-%	0.3%
韓国・ウォン	株式 90銘柄	100%	-%	-%	14.9%
香港・ドル	株式 118銘柄	100%	-%	-%	24.6%
台湾・ドル	株式 75銘柄	100%	-%	-%	11.6%
南アフリカ・ランド	株式 46銘柄 投資証券 2銘柄	97.2%	-%	2.8%	7.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「国内債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,003,583	17,643,368
国債証券	510,990,500	1,633,871,120
未収利息	979,982	3,248,380
前払費用	460,441	487,078
流動資産合計	523,434,506	1,655,249,946
資産合計	523,434,506	1,655,249,946
負債の部		
流動負債		
未払金	2,151,720	7,082,110
流動負債合計	2,151,720	7,082,110
負債合計	2,151,720	7,082,110
純資産の部		
元本等		
元本	1 510,298,968	1,572,687,074
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	10,983,818	75,480,762
元本等合計	521,282,786	1,648,167,836
純資産合計	521,282,786	1,648,167,836
負債純資産合計	523,434,506	1,655,249,946

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在

	平成25年6月10日	平成26年5月9日
1. 1 期首		
期首元本額	10,890,000円	510,298,968円
期中追加設定元本額	615,645,234円	1,380,736,615円
期中一部解約元本額	116,236,266円	318,348,509円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6資産(為替ヘッジなし)資 金拠出用ファンド(適格機関 投資家専用)	9,900,000円	9,900,000円
スマート・ミックス・Dガー ド(為替ヘッジあり)	17,617,843円	23,204,975円
スマート・ミックス(為替 ヘッジなし)	508,984円	- 円
スマート・ミックス・Dガー ド(為替ヘッジなし)	3,775,095円	7,724,824円
スマート・アロケーション・ Dガード	9,077,945円	17,798,262円
りそな ダイナミック・アロ ケーション・ファンド	402,186,753円	769,041,303円
DCダイナミック・アロケー ション・ファンド	- 円	2,590,082円
(適格機関投資家専用)ス マート・シックス・Dガード	- 円	568,187,882円
ダイワ・ダブルバランス・ ファンド(Dガード付/部分 為替ヘッジあり)	11,757,361円	22,636,382円
ダイワ6資産バランス・ファ ンド(Dガード付/為替ヘッ ジあり)	23,795,344円	64,165,777円
ダイワ6資産バランス・ファ ンド(Dガード付/為替ヘッ ジなし)	31,679,643円	86,926,416円
DCスマート・アロケーショ ン・Dガード	- 円	511,171円
計	510,298,968円	1,572,687,074円
2. 期末日における受益権の総数	510,298,968口	1,572,687,074口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成27年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	274,020	5,295,160
合計	274,020	5,295,160

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成25年6月10日から平成26年5月8日まで、及び平成26年5月9日から平成27年5月8日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0215円 (10,215円)	1.0480円 (10,480円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	3 4 2 2年国債	10,000,000	10,011,700	
	3 4 3 2年国債	2,000,000	2,002,520	
	3 4 5 2年国債	30,000,000	30,042,600	
	3 4 6 2年国債	2,000,000	2,003,020	
	3 4 8 2年国債	170,000,000	170,283,900	
	3 5 0 2年国債	2,000,000	2,003,480	
	9 7 5年国債	5,000,000	5,022,100	
	9 8 5年国債	3,000,000	3,009,960	
	9 9 5年国債	3,000,000	3,016,290	
	1 0 1 5年国債	7,000,000	7,045,010	
	1 0 2 5年国債	7,000,000	7,033,740	
	1 0 3 5年国債	4,000,000	4,022,240	
	1 0 4 5年国債	7,000,000	7,025,900	
	1 0 5 5年国債	8,000,000	8,032,800	
	1 0 6 5年国債	18,000,000	18,082,620	
	1 0 7 5年国債	4,000,000	4,020,320	
1 0 8 5年国債	5,000,000	5,012,350		

1 0 9	5 年国債	3,000,000	3,007,680
1 1 0	5 年国債	18,000,000	18,148,860
1 1 1	5 年国債	11,000,000	11,122,430
1 1 2	5 年国債	3,000,000	3,035,850
1 1 3	5 年国債	18,000,000	18,159,300
1 1 4	5 年国債	6,000,000	6,055,320
1 1 5	5 年国債	24,000,000	24,140,880
1 1 6	5 年国債	28,000,000	28,166,320
1 1 7	5 年国債	2,000,000	2,011,920
1 1 8	5 年国債	3,000,000	3,017,190
1 1 9	5 年国債	2,000,000	2,003,260
1 2 0	5 年国債	1,000,000	1,005,430
1 2 1	5 年国債	13,000,000	13,014,040
1 2 2	5 年国債	93,000,000	93,041,850
1 2 3	5 年国債	21,000,000	21,000,000
1	4 0 年国債	1,000,000	1,234,760
3	4 0 年国債	1,000,000	1,184,620
4	4 0 年国債	2,000,000	2,370,620
5	4 0 年国債	1,000,000	1,130,740
6	4 0 年国債	1,000,000	1,101,900
7	4 0 年国債	18,000,000	18,768,420
8	4 0 年国債	2,000,000	1,904,960
2 8 0	1 0 年国債	2,000,000	2,042,060
2 8 1	1 0 年国債	3,000,000	3,066,390
2 8 2	1 0 年国債	7,000,000	7,161,700
2 8 5	1 0 年国債	1,000,000	1,031,530
2 8 7	1 0 年国債	8,000,000	8,319,360
2 8 9	1 0 年国債	5,000,000	5,194,900
2 9 0	1 0 年国債	3,000,000	3,119,430
2 9 3	1 0 年国債	3,000,000	3,166,770
2 9 4	1 0 年国債	1,000,000	1,052,480
2 9 5	1 0 年国債	3,000,000	3,138,810
2 9 6	1 0 年国債	1,000,000	1,049,500
2 9 7	1 0 年国債	7,000,000	7,345,590
2 9 9	1 0 年国債	6,000,000	6,289,740
3 0 0	1 0 年国債	10,000,000	10,559,900
3 0 1	1 0 年国債	3,000,000	3,176,970
3 0 2	1 0 年国債	3,000,000	3,164,670
3 0 3	1 0 年国債	15,000,000	15,866,850

304	10年国債	4,000,000	4,213,800
305	10年国債	14,000,000	14,780,780
306	10年国債	5,000,000	5,314,000
307	10年国債	8,000,000	8,463,760
308	10年国債	4,000,000	4,241,720
309	10年国債	15,000,000	15,754,050
310	10年国債	6,000,000	6,281,100
311	10年国債	6,000,000	6,217,200
312	10年国債	15,000,000	15,893,550
313	10年国債	3,000,000	3,202,080
314	10年国債	30,000,000	31,672,200
315	10年国債	4,000,000	4,254,120
316	10年国債	3,000,000	3,172,440
317	10年国債	3,000,000	3,177,510
318	10年国債	15,000,000	15,793,050
319	10年国債	2,000,000	2,120,840
320	10年国債	2,000,000	2,107,780
321	10年国債	3,000,000	3,163,350
322	10年国債	5,000,000	5,238,400
323	10年国債	4,000,000	4,190,320
324	10年国債	9,000,000	9,365,220
325	10年国債	7,000,000	7,280,770
326	10年国債	5,000,000	5,162,200
327	10年国債	60,000,000	62,393,400
328	10年国債	15,000,000	15,368,850
329	10年国債	20,000,000	20,799,600
330	10年国債	3,000,000	3,119,760
331	10年国債	13,000,000	13,307,060
332	10年国債	18,000,000	18,414,360
333	10年国債	12,000,000	12,262,920
334	10年国債	4,000,000	4,084,640
335	10年国債	17,000,000	17,192,100
336	10年国債	3,000,000	3,030,540
337	10年国債	56,000,000	55,507,200
338	10年国債	10,000,000	9,990,500
1	30年国債	6,000,000	7,658,940
2	30年国債	1,000,000	1,222,760
7	30年国債	1,000,000	1,208,430
9	30年国債	1,000,000	1,062,270

10	30年国債	1,000,000	1,011,310
11	30年国債	1,000,000	1,105,620
12	30年国債	2,000,000	2,339,420
13	30年国債	5,000,000	5,757,300
14	30年国債	2,000,000	2,434,520
16	30年国債	1,000,000	1,233,280
17	30年国債	1,000,000	1,215,560
18	30年国債	1,000,000	1,196,520
19	30年国債	1,000,000	1,195,610
20	30年国債	1,000,000	1,229,800
21	30年国債	1,000,000	1,193,570
22	30年国債	1,000,000	1,230,180
23	30年国債	1,000,000	1,230,330
24	30年国債	1,000,000	1,231,480
25	30年国債	2,000,000	2,387,720
26	30年国債	3,000,000	3,635,880
27	30年国債	1,000,000	1,231,340
28	30年国債	2,000,000	2,466,320
29	30年国債	4,000,000	4,862,440
30	30年国債	3,000,000	3,592,020
31	30年国債	9,000,000	10,606,410
32	30年国債	3,000,000	3,600,750
33	30年国債	6,000,000	6,827,040
34	30年国債	5,000,000	5,905,050
35	30年国債	5,000,000	5,692,650
36	30年国債	4,000,000	4,552,800
37	30年国債	20,000,000	22,309,000
38	30年国債	6,000,000	6,553,140
39	30年国債	3,000,000	3,342,990
40	30年国債	2,000,000	2,182,320
41	30年国債	3,000,000	3,200,160
42	30年国債	2,000,000	2,132,060
43	30年国債	2,000,000	2,128,480
44	30年国債	4,000,000	4,254,080
45	30年国債	11,000,000	11,160,160
46	30年国債	2,000,000	2,027,160
38	利付国債20年	2,000,000	2,153,840
42	20年国債	1,000,000	1,098,310
43	20年国債	1,000,000	1,122,980

4 4	2 0 年国債	2,000,000	2,233,520	
4 6	2 0 年国債	1,000,000	1,106,250	
5 0	2 0 年国債	1,000,000	1,102,620	
5 1	2 0 年国債	2,000,000	2,225,340	
5 2	2 0 年国債	1,000,000	1,122,170	
5 3	2 0 年国債	4,000,000	4,504,480	
5 5	2 0 年国債	2,000,000	2,245,800	
5 8	2 0 年国債	2,000,000	2,240,060	
6 1	2 0 年国債	1,000,000	1,055,740	
6 2	2 0 年国債	1,000,000	1,039,980	
6 3	2 0 年国債	1,000,000	1,120,040	
6 5	2 0 年国債	4,000,000	4,533,240	
6 8	2 0 年国債	1,000,000	1,161,380	
6 9	2 0 年国債	1,000,000	1,152,770	
7 0	2 0 年国債	1,000,000	1,181,440	
7 1	2 0 年国債	1,000,000	1,163,780	
7 2	2 0 年国債	1,000,000	1,158,580	
7 3	2 0 年国債	1,000,000	1,150,700	
7 4	2 0 年国債	2,000,000	2,319,940	
7 5	2 0 年国債	2,000,000	2,325,660	
7 7	2 0 年国債	2,000,000	2,306,660	
8 0	2 0 年国債	2,000,000	2,329,140	
8 2	2 0 年国債	2,000,000	2,333,540	
8 3	2 0 年国債	2,000,000	2,336,480	
8 4	2 0 年国債	2,000,000	2,316,200	
8 5	2 0 年国債	1,000,000	1,169,550	
8 6	2 0 年国債	2,000,000	2,381,680	
8 7	2 0 年国債	24,000,000	28,332,000	
8 8	2 0 年国債	2,000,000	2,386,340	
8 9	2 0 年国債	5,000,000	5,913,050	
9 0	2 0 年国債	1,000,000	1,183,990	
9 1	2 0 年国債	2,000,000	2,390,780	
9 2	2 0 年国債	3,000,000	3,524,670	
9 3	2 0 年国債	1,000,000	1,164,610	
9 4	2 0 年国債	5,000,000	5,882,100	
9 5	2 0 年国債	2,000,000	2,401,360	
9 6	2 0 年国債	1,000,000	1,177,270	
9 7	2 0 年国債	1,000,000	1,189,560	
9 8	2 0 年国債	3,000,000	3,534,000	

99	20年国債	2,000,000	2,358,540
100	20年国債	2,000,000	2,384,740
101	20年国債	3,000,000	3,650,970
103	20年国債	4,000,000	4,823,320
104	20年国債	1,000,000	1,180,830
106	20年国債	6,000,000	7,160,700
107	20年国債	2,000,000	2,364,040
108	20年国債	5,000,000	5,781,350
109	20年国債	1,000,000	1,156,670
110	20年国債	3,000,000	3,548,370
111	20年国債	1,000,000	1,195,650
112	20年国債	3,000,000	3,548,340
113	20年国債	29,000,000	34,297,140
114	20年国債	2,000,000	2,364,800
115	20年国債	2,000,000	2,392,820
116	20年国債	2,000,000	2,392,400
117	20年国債	3,000,000	3,546,030
118	20年国債	1,000,000	1,168,030
119	20年国債	1,000,000	1,139,380
120	20年国債	10,000,000	11,108,100
121	20年国債	5,000,000	5,764,100
122	20年国債	2,000,000	2,276,660
124	20年国債	5,000,000	5,832,500
126	20年国債	2,000,000	2,332,760
127	20年国債	4,000,000	4,606,120
128	20年国債	1,000,000	1,150,380
129	20年国債	8,000,000	9,083,120
130	20年国債	4,000,000	4,535,960
131	20年国債	2,000,000	2,237,720
132	20年国債	5,000,000	5,581,950
133	20年国債	3,000,000	3,397,470
134	20年国債	1,000,000	1,130,880
135	20年国債	2,000,000	2,230,880
136	20年国債	3,000,000	3,297,660
137	20年国債	1,000,000	1,113,640
138	20年国債	1,000,000	1,082,520
139	20年国債	2,000,000	2,196,140
140	20年国債	7,000,000	7,776,510
141	20年国債	47,000,000	52,120,650

142	20年国債	2,000,000	2,251,340	
143	20年国債	2,000,000	2,183,440	
144	20年国債	7,000,000	7,530,180	
145	20年国債	7,000,000	7,739,340	
146	20年国債	5,000,000	5,517,200	
147	20年国債	4,000,000	4,339,080	
148	20年国債	6,000,000	6,394,740	
149	20年国債	6,000,000	6,378,900	
150	20年国債	5,000,000	5,218,550	
151	20年国債	37,000,000	37,236,060	
152	20年国債	6,000,000	6,019,260	
国債証券 合計			1,633,871,120	
合計			1,633,871,120	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「先進国債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	574,480	6,367,632
コール・ローン	6,019,317	21,243,702
国債証券	106,832,888	2,092,615,554
派生商品評価勘定	8,057	185,323
未収入金	-	126,637,628
未収利息	389,261	11,890,206
前払費用	480,070	10,078,271
流動資産合計	114,304,073	2,269,018,316
資産合計	114,304,073	2,269,018,316
負債の部		
流動負債		

派生商品評価勘定		4,339	3,022
未払金		-	48,694,052
流動負債合計		4,339	48,697,074
負債合計		4,339	48,697,074
純資産の部			
元本等			
元本	1	103,906,299	1,808,317,864
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		10,393,435	412,003,378
元本等合計		114,299,734	2,220,321,242
純資産合計		114,299,734	2,220,321,242
負債純資産合計		114,304,073	2,269,018,316

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p>

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1. 1 期首	平成25年6月10日	平成26年5月9日
期首元本額	15,840,000円	103,906,299円
期中追加設定元本額	98,936,759円	1,728,413,387円
期中一部解約元本額	10,870,460円	24,001,822円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	14,850,000円	14,850,000円
スマート・ミックス（為替ヘッジなし）	481,366円	- 円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	3,505,142円	6,658,438円
スマート・アロケーション・Dガード	24,246,362円	51,559,265円
（適格機関投資家専用）スマート・シックス・Dガード	- 円	1,594,088,305円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付/部分為替ヘッジあり）	31,420,888円	65,205,520円
ダイワ6資産バランス・ファンド（Dガード付/為替ヘッジなし）	29,402,541円	74,479,662円
DCスマート・アロケーション・Dガード	- 円	1,476,674円
計	103,906,299円	1,808,317,864円
2. 期末日における受益権の総数	103,906,299口	1,808,317,864口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成27年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	1,098,709	26,816,137
合計	1,098,709	26,816,137

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成25年6月10日から平成26年5月8日まで、及び平成26年5月9日から平成27年5月8日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成26年5月8日 現在				平成27年5月8日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	-	-	-	-	82,007,439	-	82,004,596	2,843
アメリカ・ドル	-	-	-	-	35,947,725	-	35,946,000	1,725
イギリス・ポンド	-	-	-	-	7,009,651	-	7,009,480	171
カナダ・ドル	-	-	-	-	989,575	-	989,500	75
シンガポール・ドル	-	-	-	-	329,648	-	329,616	32
ユーロ	-	-	-	-	37,730,840	-	37,730,000	840
買 建	5,726,230	-	5,729,948	3,718	15,094,309	-	15,273,767	179,458
アメリカ・ドル	1,254,762	-	1,252,580	2,182	-	-	-	-
イギリス・ポンド	509,407	-	510,041	634	-	-	-	-

オーストラリア・ドル	360,635	-	360,392	243	-	-	-	-
カナダ・ドル	607,418	-	606,970	448	-	-	-	-
シンガポール・ドル	334,406	-	334,150	256	-	-	-	-
スイス・フラン	336,434	-	337,154	720	7,004,077	-	7,098,000	93,923
スウェーデン・クローナ	119,431	-	119,701	270	-	-	-	-
デンマーク・クローネ	242,017	-	242,271	254	629,055	-	632,100	3,045
ノルウェー・クローネ	110,649	-	111,524	875	6,036,598	-	6,116,730	80,132
ポーランド・ズロチ	198,525	-	199,431	906	321,194	-	322,594	1,400
メキシコ・ペソ	127,095	-	128,029	934	777,020	-	781,000	3,980
ユーロ	1,035,705	-	1,035,915	210	-	-	-	-
南アフリカ・ランド	489,746	-	491,790	2,044	326,365	-	323,343	3,022
合計	5,726,230	-	5,729,948	3,718	97,101,748	-	97,278,363	182,301

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1口当たり純資産額	1.1000円	1.2278円

(1万口当たり純資産額)	(11,000円)	(12,278円)
--------------	-----------	-----------

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		4.25% United States Treasury Note/Bond 20171115	130,000.000	141,034.400	
		3.5% United States Treasury Note/Bond 20180215	130,000.000	139,094.800	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20181115	160,000.000	174,124.800	
		3.25% United States Treasury Note/Bond 20160531	450,000.000	464,026.500	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20201115	210,000.000	220,195.500	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20210215	90,000.000	99,347.400	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20210515	40,000.000	43,023.200	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20160731	150,000.000	152,044.500	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20210815	26,000.000	26,421.460	
		1% United States Treasury Note/Bond 20160831	14,000.000	14,102.760	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20180831	220,000.000	222,525.600	
		1% United States Treasury Note/Bond 20160930	13,000.000	13,098.930	
		2% United States Treasury Note/Bond 20211115	18,000.000	18,137.700	
0.875% United States Treasury Note/Bond 20161130	35,000.000	35,189.700			

1.25% United States Treasury Note/Bond 20190131	150,000.000	149,899.500	
1.5% United States Treasury Note/Bond 20190331	80,000.000	80,552.800	
0.625% United States Treasury Note/Bond 20170531	109,000.000	108,884.460	
0.75% United States Treasury Note/Bond 20171031	39,000.000	38,900.940	
1.625% United States Treasury Note/Bond 20221115	14,000.000	13,646.080	
0.75% United States Treasury Note/Bond 20171231	52,000.000	51,790.440	
1.125% United States Treasury Note/Bond 20191231	23,000.000	22,591.980	
1.75% United States Treasury Note/Bond 20230515	100,000.000	97,812.000	
0.25% United States Treasury Note/Bond 20160515	5,000.000	4,997.850	
0.625% United States Treasury Note/Bond 20180430	500,000.000	494,215.000	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20200531	10,000.000	9,896.800	
0.5% United States Treasury Note/Bond 20160615	4,000.000	4,007.000	
1.875% United States Treasury Note/Bond 20200630	130,000.000	131,745.900	
0.625% United States Treasury Note/Bond 20160715	13,000.000	13,037.570	
2% United States Treasury Note/Bond 20200731	210,000.000	214,002.600	
2.5% United States Treasury Note/Bond 20230815	18,000.000	18,624.240	
0.625% United States Treasury Note/Bond 20160815	13,000.000	13,033.930	
2.125% United States Treasury Note/Bond 20200831	36,000.000	36,871.560	
0.625% United States Treasury Note/Bond 20161015	20,000.000	20,041.400	
1.25% United States Treasury Note/Bond 20181031	400,000.000	400,684.000	

0.75% United States Treasury Note/Bond 20170115	550,000.000	551,738.000	
2.75% United States Treasury Note/Bond 20240215	33,000.000	34,696.200	
0.625% United States Treasury Note/Bond 20170215	330,000.000	330,217.800	
1.5% United States Treasury Note/Bond 20190228	130,000.000	130,984.100	
2.5% United States Treasury Note/Bond 20240515	100,000.000	103,015.000	
0.5% United States Treasury Note/Bond 20160630	13,000.000	13,022.230	
2.125% United States Treasury Note/Bond 20210630	260,000.000	264,568.200	
6.5% United States Treasury Note/Bond 20261115	85,000.000	121,317.100	
6.125% United States Treasury Note/Bond 20271115	9,000.000	12,678.750	
4.5% United States Treasury Note/Bond 20360215	34,000.000	43,945.000	
3.5% United States Treasury Note/Bond 20390215	58,000.000	64,551.680	
4.5% United States Treasury Note/Bond 20390815	20,000.000	25,828.800	
4.375% United States Treasury Note/Bond 20391115	100,000.000	127,000.000	
4.625% United States Treasury Note/Bond 20400215	90,000.000	118,511.100	
2.875% United States Treasury Note/Bond 20430515	84,000.000	83,402.760	
3.75% United States Treasury Note/Bond 20431115	130,000.000	151,876.400	
3.375% United States Treasury Note/Bond 20440515	9,000.000	9,843.740	
0.5% United States Treasury Note/Bond 20160731	450,000.000	450,630.000	
3.125% United States Treasury Note/Bond 20440815	300,000.000	313,287.000	
2.125% United States Treasury Note/Bond 20210930	400,000.000	406,184.000	

	2.25% United States Treasury Note/Bond 20241115	300,000.000	301,968.000	
アメリカ・ドル	小計		アメリカ・ドル 7,346,869.160 (880,375,331)	
イギリス・ポンド		イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	6% United Kingdom Gilt 20281207	8,000.000	11,624.800	
	4.25% United Kingdom Gilt 20320607	118,000.000	148,833.400	
	5% United Kingdom Gilt 20250307	4,500.000	5,728.500	
	4.25% United Kingdom Gilt 20551207	50,000.000	71,980.000	
	4.5% United Kingdom Gilt 20421207	100,000.000	138,290.000	
	4.75% United Kingdom Gilt 20301207	3,000.000	3,961.500	
	4.25% United Kingdom Gilt 20491207	3,000.000	4,170.600	
	4.5% United Kingdom Gilt 20190307	12,000.000	13,525.200	
	4.25% United Kingdom Gilt 20390907	8,500.000	11,123.950	
	4.5% United Kingdom Gilt 20340907	7,000.000	9,188.900	
	3.75% United Kingdom Gilt 20190907	115,000.000	127,236.000	
	3.75% United Kingdom Gilt 20200907	100,000.000	111,970.000	
	3.75% United Kingdom Gilt 20210907	10,000.000	11,324.000	
	1.75% United Kingdom Gilt 20170122	2,500.000	2,551.000	
	1% United Kingdom Gilt 20170907	112,000.000	112,739.200	
	3.25% United Kingdom Gilt 20440122	18,000.000	20,359.800	
	3.5% United Kingdom Gilt 20680722	13,000.000	16,667.300	

	2.75% United Kingdom Gilt 20240907	100,000.000	106,790.000	
	3.5% United Kingdom Gilt 20450122	25,000.000	29,625.000	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 957,689.150 (176,674,494)	
オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	5,000.000	5,892.550	
	4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20200415	95,000.000	104,504.750	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20220715	140,000.000	167,743.800	
	4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20160615	7,000.000	7,210.420	
	5.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20230421	45,000.000	53,632.800	
	4.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170721	3,000.000	3,138.990	
	2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20240421	16,000.000	15,798.720	
	4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	25,000.000	28,768.250	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 386,690.280 (36,573,167)	
カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	10,000.000	14,620.700	
	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20200601	6,000.000	6,698.640	
	3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20210601	73,000.000	81,593.560	
	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	30,000.000	37,413.000	
	1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170301	11,000.000	11,161.810	
	1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	7,000.000	6,958.280	

	2.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240601	220,000.000	235,294.400	
	1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170201	100,000.000	101,384.000	
	1.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20190301	4,000.000	4,134.560	
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 499,258.950 (49,411,658)	
シンガポール・ ドル	2.75% SINGAPORE GOVERNMENT 20230701	83,000.000	85,081.640	シンガポール・ドル
	2.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20290701	7,000.000	7,138.040	
シンガポール・ドル 小計			シンガポール・ドル 92,219.680 (8,297,005)	
スウェーデン・ クローナ	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	550,000.000	692,637.000	スウェーデン・クローナ
	1.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20231113	35,000.000	37,428.300	
スウェーデン・クローナ 小計			スウェーデン・クローナ 730,065.300 (10,556,744)	
デンマーク・ク ローネ	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	150,000.000	253,135.500	デンマーク・クローネ
	3% DANISH GOVERNMENT BOND 20211115	20,000.000	23,435.400	
	1.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20231115	35,000.000	37,903.600	
	1.75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115	450,000.000	495,396.000	
デンマーク・クローネ 小計			デンマーク・クローネ 809,870.500 (14,618,163)	

ノルウェー・クローネ	4.25% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20170519	ノルウェー・クローネ 17,000.000	ノルウェー・クローネ 18,128.970	
ノルウェー・クローネ 小計			ノルウェー・クローネ 18,128.970 (290,970)	
ポーランド・ズロチ	5.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20220923	ポーランド・ズロチ 300,000.000	ポーランド・ズロチ 363,186.000	
	5.5% POLAND GOVERNMENT BOND 20191025	15,000.000	17,050.200	
ポーランド・ズロチ 小計			ポーランド・ズロチ 380,236.200 (12,673,273)	
マレーシア・リングgit	4.378% MALAYSIAN GOVERNMENT 20191129	マレーシア・リングgit 10,000.000	マレーシア・リングgit 10,304.900	
	4.392% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260415	14,000.000	14,448.420	
	3.418% MALAYSIAN GOVERNMENT 20220815	330,000.000	320,614.800	
マレーシア・リングgit 小計			マレーシア・リングgit 345,368.120 (11,493,851)	
メキシコ・ペソ	10% Mexican Bonos 20241205	メキシコ・ペソ 600,000.000	メキシコ・ペソ 771,180.000	
	7.5% Mexican Bonos 20270603	470,000.000	517,883.600	
	8.5% Mexican Bonos 20381118	35,000.000	42,390.950	
	6.25% Mexican Bonos 20160616	104,000.000	106,968.160	
	7.75% Mexican Bonos 20310529	1,200,000.000	1,345,452.000	
	7.75% Mexican Bonos 20421113	30,000.000	33,727.800	
メキシコ・ペソ 小計			メキシコ・ペソ 2,817,602.510 (22,061,828)	
ユーロ	0.375% Finland Government Bond 20200915	ユーロ 50,000.000	ユーロ 50,437.000	

6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20300104	5,000.000	8,747.000	
4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340704	7,000.000	11,573.940	
4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20390704	50,000.000	83,282.500	
4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20400704	4,000.000	7,175.400	
3.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20420704	20,000.000	29,924.200	
2.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20210904	313,000.000	352,891.850	
2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20220104	150,000.000	167,152.500	
1.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20220704	90,000.000	99,144.900	
2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20440704	50,000.000	66,854.000	
1.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20220904	12,000.000	13,003.560	
1.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20230215	70,000.000	75,954.900	
1.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20230515	200,000.000	217,228.000	
2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20230815	3,000.000	3,382.500	
1.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240515	18,000.000	19,550.340	
0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20171013	20,000.000	20,329.800	
1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20190222	14,000.000	14,547.680	
4.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20350425	18,000.000	28,514.340	
3.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20210425	18,000.000	21,643.020	
4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20381025	20,000.000	29,850.800	
3.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20170425	10,000.000	10,766.900	

4.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20231025	20,000.000	25,872.400	
4.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20171025	10,000.000	11,075.700	
4.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20410425	33,000.000	53,786.700	
3.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20191025	314,000.000	364,409.560	
3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20211025	205,000.000	242,135.750	
3% FRENCH GOVERNMENT BOND 20220425	22,000.000	25,793.900	
2.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20271025	120,000.000	143,274.000	
1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20180525	128,000.000	132,062.720	
3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	80,000.000	110,138.400	
1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20230525	190,000.000	206,659.200	
1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20190525	5,000.000	5,182.400	
2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20300525	13,000.000	15,298.530	
1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20241125	56,000.000	60,688.880	
2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20160725	2,800.000	2,890.800	
5.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280115	65,000.000	101,052.900	
3.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20200715	28,000.000	32,775.680	
3.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20420115	3,000.000	4,777.650	
3.25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20210715	160,000.000	188,878.400	
1.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230715	55,000.000	60,163.400	
1.25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20190115	5,000.000	5,225.150	

6.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271101	5,000.000	7,411.200	
2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20241201	120,000.000	127,276.800	
5.25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20291101	130,000.000	177,351.200	
6% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20310501	35,000.000	52,080.000	
4.25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20190201	130,000.000	148,051.800	
4% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20370201	110,000.000	133,562.000	
3.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20210801	18,000.000	20,792.700	
3.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20160801	400,000.000	418,044.000	
4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20230801	70,000.000	86,898.000	
4.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20180801	70,000.000	79,167.900	
4.25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20190901	19,000.000	21,891.800	
5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20250301	21,000.000	27,029.100	
5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20400901	20,000.000	27,998.200	
4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20170501	31,000.000	33,822.550	
4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20440901	10,000.000	13,903.300	
2.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20161115	15,000.000	15,597.900	
3.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20300301	8,000.000	9,246.800	
2.15% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20211215	150,000.000	158,343.000	
5.5% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20280328	35,000.000	53,615.450	
5% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20350328	53,000.000	86,185.420	

3.75% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20200928	110,000.000	130,747.100	
4.25% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20220928	30,000.000	38,127.900	
1.25% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20180622	6,000.000	6,243.900	
2.6% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20240622	70,000.000	81,101.300	
5.4% IRISH TREASURY 20250313	20,000.000	27,620.000	
5% IRISH TREASURY 20201018	30,000.000	37,133.700	
5.5% IRISH TREASURY 20171018	60,000.000	68,005.800	
4.5% IRISH TREASURY 20200418	7,000.000	8,378.300	
6.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20270715	45,000.000	72,864.900	
3.9% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20200715	110,000.000	130,959.400	
4.15% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20370315	7,000.000	10,964.800	
4.3% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20170915	6,000.000	6,623.400	
4.35% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20190315	6,000.000	6,999.600	
3.65% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20220420	30,000.000	36,622.500	
3.5% Finland Government Bond 20210415	40,000.000	47,544.000	
2% Finland Government Bond 20240415	8,000.000	8,929.040	
6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	24,000.000	34,732.800	
5.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20170730	280,000.000	313,168.800	
4.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370131	56,000.000	70,068.880	
3.25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20160430	3,000.000	3,094.590	
5.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20210430	15,000.000	18,904.500	
5.85% SPANISH GOVERNMENT BOND 20220131	62,000.000	80,613.640	

	5.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20230131	150,000.000	193,552.500	
	3.3% SPANISH GOVERNMENT BOND 20160730	17,000.000	17,680.000	
	3.75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20181031	15,000.000	16,719.750	
	5.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20441031	30,000.000	43,856.400	
	2.75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20241031	35,000.000	38,150.000	
ユーロ 小計			ユーロ 6,371,773.870 (858,596,529)	
南アフリカ・ランド	10.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20261221	510,000.000	601,407.300	南アフリカ・ランド
	6.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20410228	650,000.000	502,261.500	
南アフリカ・ランド 小計			南アフリカ・ランド 1,103,668.800 (10,992,541)	
国債証券 合計			2,092,615,554 [2,092,615,554]	
合計			2,092,615,554 [2,092,615,554]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 55銘柄	100%	42.2%
イギリス・ポンド	国債証券 19銘柄	100%	8.4%
オーストラリア・ドル	国債証券 8銘柄	100%	1.7%
カナダ・ドル	国債証券 9銘柄	100%	2.4%
シンガポール・ドル	国債証券 2銘柄	100%	0.4%
スウェーデン・クローナ	国債証券 2銘柄	100%	0.5%
デンマーク・クローネ	国債証券 4銘柄	100%	0.7%
ノルウェー・クローネ	国債証券 1銘柄	100%	0.0%

ポーランド・ズロチ	国債証券	2銘柄	100%	0.6%
マレーシア・リングgit	国債証券	3銘柄	100%	0.5%
メキシコ・ペソ	国債証券	6銘柄	100%	1.1%
ユーロ	国債証券	88銘柄	100%	41.0%
南アフリカ・ランド	国債証券	2銘柄	100%	0.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「新興国債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	46,278,656	53,810,635
コール・ローン	17,261,508	5,240,146
国債証券	2,401,499,486	7,639,547,628
派生商品評価勘定	568	4,802
未収利息	18,689,416	100,109,739
前払費用	11,761,255	7,481,239
流動資産合計	2,495,490,889	7,806,194,189
資産合計	2,495,490,889	7,806,194,189
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	36,390	-
未払金	27,632,516	3,804
未払解約金	9,015,000	-
流動負債合計	36,683,906	3,804
負債合計	36,683,906	3,804
純資産の部		
元本等		
元本	1 2,324,796,099	6,184,508,452
剰余金		

期末剰余金又は期末欠損金()	134,010,884	1,621,681,933
元本等合計	2,458,806,983	7,806,190,385
純資産合計	2,458,806,983	7,806,190,385
負債純資産合計	2,495,490,889	7,806,194,189

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1. 1期首	平成25年6月10日	平成26年5月9日

期首元本額	30,690,000円	2,324,796,099円
期中追加設定元本額	2,356,320,928円	4,282,639,691円
期中一部解約元本額	62,214,829円	422,927,338円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6資産（為替ヘッジなし）資 金拠出用ファンド（適格機関 投資家専用）	29,700,000円	29,700,000円
ダイワ米ドル建て新興国債券 ファンドM（FOFs用）（適格 機関投資家専用）	2,202,908,503円	6,075,988,796円
スマート・ミックス（為替 ヘッジなし）	506,837円	- 円
スマート・ミックス・Dガー ド（為替ヘッジなし）	3,677,981円	6,399,924円
りそな ダイナミック・アロ ケーション・ファンド	57,228,032円	- 円
ダイワ6資産バランス・ファ ンド（Dガード付/為替ヘッ ジなし）	30,774,746円	72,419,732円
計	2,324,796,099円	6,184,508,452円
2. 期末日における受益権の総数	2,324,796,099口	6,184,508,452口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成26年5月9日 至 平成27年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成27年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	92,586,980	282,414,003
合計	92,586,980	282,414,003

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成25年6月10日から平成26年5月8日まで、及び平成26年5月9日から平成27年5月8日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成26年5月8日 現在				平成27年5月8日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
売 建	8,500,000	-	8,499,432	568	33,000,000	-	32,997,961	2,039
アメリカ・ドル	8,500,000	-	8,499,432	568	33,000,000	-	32,997,961	2,039
買 建	5,129,390	-	5,093,000	36,390	1,794,237	-	1,797,000	2,763
アメリカ・ドル	5,129,390	-	5,093,000	36,390	1,794,237	-	1,797,000	2,763
合計	13,629,390	-	13,592,432	35,822	34,794,237	-	34,794,961	4,802

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成26年5月8日現在	平成27年5月8日現在
1口当たり純資産額	1.0576円	1.2622円
(1万口当たり純資産額)	(10,576円)	(12,622円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		6.625% Turkey Government International Bond 20450217	200,000.000	239,376.000	
		4% Hungary Government International Bond 20190325	200,000.000	208,300.000	
		5.375% Hungary Government International Bond 20240325	370,000.000	408,424.500	
		5% Brazilian Government International Bond 20450127	800,000.000	744,000.000	
		11.375% Mexico Government International Bond 20160915	4,000.000	4,580.000	
		6.05% Mexico Government International Bond 20400111	712,000.000	845,500.000	
		8.3% Mexico Government International Bond 20310815	346,000.000	526,785.000	
		7.5% Mexico Government International Bond 20330408	242,000.000	338,195.000	
		6.75% Mexico Government International Bond 20340927	516,000.000	674,412.000	
		5.625% Mexico Government International Bond 20170115	512,000.000	549,632.000	
		5.95% Mexico Government International Bond 20190319	322,000.000	366,597.000	
		5.125% Mexico Government International Bond 20200115	362,000.000	404,173.000	
		3.625% Mexico Government International Bond 20220315	590,000.000	603,275.000	
4.75% Mexico Government International Bond 20440308	974,000.000	983,496.500			
4% Mexico Government International Bond 20231002	800,000.000	828,600.000			

3.5% Mexico Government International Bond 20210121	220,000.000	227,700.000	
5.55% Mexico Government International Bond 20450121	700,000.000	782,250.000	
3.6% Mexico Government International Bond 20250130	600,000.000	604,800.000	
8.875% Panama Government International Bond 20270930	181,000.000	263,355.000	
9.375% Panama Government International Bond 20290401	204,000.000	309,570.000	
6.7% Panama Government International Bond 20360126	432,000.000	550,800.000	
5.2% Panama Government International Bond 20200130	300,000.000	333,375.000	
7.125% Panama Government International Bond 20260129	200,000.000	257,750.000	
8.875% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20191014	151,000.000	188,372.500	
8.875% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20240415	207,000.000	280,485.000	
8.75% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20250204	233,000.000	312,220.000	
10.125% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20270515	303,000.000	462,075.000	
8.25% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20340120	359,000.000	469,392.500	
7.125% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20370120	439,000.000	524,605.000	
11% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20400817	270,000.000	277,560.000	
6% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20170117	400,000.000	430,600.000	
5.875% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20190115	300,000.000	335,250.000	
4.875% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20210122	500,000.000	535,000.000	
5.625% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20410107	500,000.000	512,500.000	
2.625% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20230105	400,000.000	364,000.000	

4.25% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20250107	800,000.000	786,600.000	
7.75% Venezuela Government International Bond 20191013	407,000.000	193,325.000	
12.75% Venezuela Government International Bond 20220823	505,000.000	286,587.500	
9% Venezuela Government International Bond 20230507	520,000.000	244,400.000	
8.25% Venezuela Government International Bond 20241013	455,000.000	207,025.000	
11.75% Venezuela Government International Bond 20261021	505,000.000	265,125.000	
9.25% Venezuela Government International Bond 20280507	355,000.000	163,300.000	
11.95% Venezuela Government International Bond 20310805	812,000.000	426,300.000	
6% Venezuela Government International Bond 20201209	284,000.000	124,960.000	
7% Venezuela Government International Bond 20380331	205,000.000	86,612.500	
7% Venezuela Government International Bond 20181201	204,000.000	105,060.000	
7.65% Venezuela Government International Bond 20250421	306,000.000	135,405.000	
9.25% Venezuela Government International Bond 20270915	803,000.000	405,515.000	
9.375% Venezuela Government International Bond 20340113	350,000.000	162,750.000	
11.75% Colombia Government International Bond 20200225	122,000.000	168,360.000	
8.125% Colombia Government International Bond 20240521	275,000.000	363,687.500	
7.375% Colombia Government International Bond 20170127	300,000.000	330,750.000	
7.375% Colombia Government International Bond 20190318	400,000.000	473,000.000	
7.375% Colombia Government International Bond 20370918	400,000.000	525,500.000	
6.125% Colombia Government International Bond 20410118	500,000.000	577,500.000	

4.375% Colombia Government International Bond 20210712	400,000.000	423,000.000	
2.625% Colombia Government International Bond 20230315	200,000.000	187,000.000	
4% Colombia Government International Bond 20240226	400,000.000	408,400.000	
5.625% Colombia Government International Bond 20440226	400,000.000	434,500.000	
7.125% Peruvian Government International Bond 20190330	140,000.000	166,320.000	
8.75% Peruvian Government International Bond 20331121	453,000.000	705,547.500	
6.55% Peruvian Government International Bond 20370314	265,000.000	348,475.000	
5.625% Peruvian Government International Bond 20501118	480,000.000	564,000.000	
7.35% Peruvian Government International Bond 20250721	400,000.000	536,000.000	
6.75% Ukraine Government International Bond 20171114	200,000.000	95,250.000	
7.75% Ukraine Government International Bond 20200923	400,000.000	188,000.000	
6.25% Ukraine Government International Bond 20160617	200,000.000	94,794.000	
9.25% Ukraine Government International Bond 20170724	400,000.000	190,500.000	
7.95% Ukraine Government International Bond 20210223	400,000.000	190,232.000	
7.5% Ukraine Government International Bond 20230417	200,000.000	97,000.000	
7.8% Ukraine Government International Bond 20221128	400,000.000	191,000.000	
6.75% Romanian Government International Bond 20220207	442,000.000	525,595.460	
4.375% Romanian Government International Bond 20230822	388,000.000	406,461.040	
4.875% Romanian Government International Bond 20240122	300,000.000	324,300.000	
6.125% Romanian Government International Bond 20440122	200,000.000	240,500.000	

6.25% Hungary Government International Bond 20200129	407,000.000	462,962.500	
6.375% Hungary Government International Bond 20210329	632,000.000	730,212.800	
7.625% Hungary Government International Bond 20410329	242,000.000	336,501.000	
4.125% Hungary Government International Bond 20180219	232,000.000	242,822.800	
5.375% Hungary Government International Bond 20230221	374,000.000	414,953.000	
5.75% Hungary Government International Bond 20231122	410,000.000	465,350.000	
6.75% Croatia Government International Bond 20191105	300,000.000	333,000.000	
6.625% Croatia Government International Bond 20200714	300,000.000	330,375.000	
6.25% Croatia Government International Bond 20170427	200,000.000	212,050.000	
6.375% Croatia Government International Bond 20210324	400,000.000	438,760.000	
5.5% Croatia Government International Bond 20230404	200,000.000	210,386.000	
6% Croatia Government International Bond 20240126	400,000.000	432,600.000	
11% Russian Foreign Bond - Eurobond 20180724	625,000.000	767,225.000	
12.75% Russian Foreign Bond - Eurobond 20280624	550,000.000	868,769.000	
FR 7.5% Russian Foreign Bond - Eurobond 20300331	2,347,500.000	2,756,857.000	
5% Russian Foreign Bond - Eurobond 20200429	700,000.000	717,500.000	
3.25% Russian Foreign Bond - Eurobond 20170404	400,000.000	407,736.000	
4.5% Russian Foreign Bond - Eurobond 20220404	400,000.000	392,516.000	
5.625% Russian Foreign Bond - Eurobond 20420404	600,000.000	579,300.000	
4.875% Russian Foreign Bond - Eurobond 20230916	600,000.000	595,500.000	

5.875% Russian Foreign Bond - Eurobond 20430916	400,000.000	394,120.000	
3.5% Russian Foreign Bond - Eurobond 20190116	400,000.000	393,000.000	
7.375% Lithuania Government International Bond 20200211	400,000.000	484,000.000	
6.625% Lithuania Government International Bond 20220201	400,000.000	487,828.000	
9.875% Philippine Government International Bond 20190115	183,000.000	235,383.750	
10.625% Philippine Government International Bond 20250316	356,000.000	581,170.000	
9.5% Philippine Government International Bond 20300202	378,000.000	632,677.500	
8.375% Philippine Government International Bond 20190617	200,000.000	251,500.000	
6.5% Philippine Government International Bond 20200120	200,000.000	240,000.000	
4% Philippine Government International Bond 20210115	300,000.000	327,375.000	
7.75% Philippine Government International Bond 20310114	500,000.000	744,375.000	
6.375% Philippine Government International Bond 20320115	300,000.000	404,250.000	
6.375% Philippine Government International Bond 20341023	600,000.000	834,000.000	
5.5% Philippine Government International Bond 20260330	200,000.000	243,500.000	
5% Philippine Government International Bond 20370113	200,000.000	241,500.000	
4.2% Philippine Government International Bond 20240121	200,000.000	222,750.000	
11.625% Indonesia Government International Bond 20190304	400,000.000	533,000.000	
6.875% Indonesia Government International Bond 20170309	200,000.000	219,500.000	
6.875% Indonesia Government International Bond 20180117	400,000.000	451,500.000	
5.875% Indonesia Government International Bond 20200313	400,000.000	453,000.000	

8.5% Indonesia Government International Bond 20351012	300,000.000	427,500.000	
6.625% Indonesia Government International Bond 20370217	300,000.000	354,750.000	
7.75% Indonesia Government International Bond 20380117	400,000.000	533,000.000	
4.875% Indonesia Government International Bond 20210505	400,000.000	434,000.000	
3.75% Indonesia Government International Bond 20220425	400,000.000	404,500.000	
5.25% Indonesia Government International Bond 20420117	400,000.000	411,000.000	
3.375% Indonesia Government International Bond 20230415	200,000.000	194,250.000	
5.375% Indonesia Government International Bond 20231017	200,000.000	222,000.000	
4.625% Indonesia Government International Bond 20430415	400,000.000	378,000.000	
5.875% Indonesia Government International Bond 20240115	400,000.000	454,000.000	
6.75% Indonesia Government International Bond 20440115	400,000.000	490,000.000	
7% Turkey Government International Bond 20200605	410,000.000	472,012.500	
7.375% Turkey Government International Bond 20250205	712,000.000	870,064.000	
11.875% Turkey Government International Bond 20300115	318,000.000	550,140.000	
8% Turkey Government International Bond 20340214	302,000.000	403,170.000	
6.875% Turkey Government International Bond 20360317	536,000.000	645,880.000	
7.25% Turkey Government International Bond 20380305	202,000.000	254,479.600	
7% Turkey Government International Bond 20160926	300,000.000	323,304.000	
7.5% Turkey Government International Bond 20170714	400,000.000	444,340.000	
6.75% Turkey Government International Bond 20180403	400,000.000	442,200.000	

7% Turkey Government International Bond 20190311	300,000.000	340,485.000	
7.5% Turkey Government International Bond 20191107	300,000.000	349,530.000	
5.625% Turkey Government International Bond 20210330	400,000.000	436,760.000	
6.75% Turkey Government International Bond 20400530	400,000.000	480,000.000	
5.125% Turkey Government International Bond 20220325	200,000.000	211,000.000	
6.25% Turkey Government International Bond 20220926	600,000.000	675,480.000	
6% Turkey Government International Bond 20410114	600,000.000	661,728.000	
3.25% Turkey Government International Bond 20230323	400,000.000	375,200.000	
4.875% Turkey Government International Bond 20430416	600,000.000	572,940.000	
5.75% Turkey Government International Bond 20240322	400,000.000	439,900.000	
6.875% South Africa Government International 20190527	400,000.000	460,968.000	
5.5% South Africa Government International 20200309	400,000.000	439,600.000	
5.875% South Africa Government International 20220530	200,000.000	224,916.000	
4.665% South Africa Government International 20240117	300,000.000	313,500.000	
6.25% South Africa Government International 20410308	200,000.000	235,500.000	
5.875% South Africa Government International 20250916	400,000.000	453,120.000	
5.375% South Africa Government International 20440724	200,000.000	208,548.000	
アメリカ・ドル 小計		アメリカ・ドル	

			63,753,213.950	
			(7,639,547,628)	
国債証券	合計		7,639,547,628	
			[7,639,547,628]	
合計			7,639,547,628	
			[7,639,547,628]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 152銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年5月29日

資産総額	60,120,240円
負債総額	41,405円
純資産総額（ - ）	60,078,835円
発行済数量	45,791,580口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.3120円

(参考) 国内株式マザーファンド

純資産額計算書

平成27年5月29日

資産総額	874,972,703円
負債総額	38,639,543円
純資産総額（ - ）	836,333,160円
発行済数量	544,368,323口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.5363円

(参考) 先進国株式マザーファンド

純資産額計算書

平成27年5月29日

資産総額	667,009,846円
負債総額	62,602,701円
純資産総額（ - ）	604,407,145円
発行済数量	381,638,197口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.5837円

(参考) 新興国株式マザーファンド

純資産額計算書

平成27年5月29日

資産総額	9,429,236,225円
負債総額	150,045,886円
純資産総額（ - ）	9,279,190,339円
発行済数量	6,907,559,497口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.3433円

(参考) 国内債券マザーファンド

純資産額計算書

平成27年5月29日

資産総額	3,543,869,571円
負債総額	232,000円
純資産総額（ - ）	3,543,637,571円
発行済数量	3,378,334,718口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0489円

(参考) 先進国債券マザーファンド

純資産額計算書

平成27年5月29日

資産総額	2,365,978,247円
負債総額	86,452,282円
純資産総額（ - ）	2,279,525,965円
発行済数量	1,816,131,676口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2552円

(参考) 新興国債券マザーファンド

純資産額計算書

平成27年5月29日

資産総額	8,349,711,332円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	8,349,711,332円
発行済数量	6,408,319,554口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.3029円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成27年5月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間に於ける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

- ・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

- ・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

- ・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成27年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	24	189,550
追加型株式投資信託	577	12,360,743
株式投資信託 合計	601	12,550,294
単位型公社債投資信託	1	6,234
追加型公社債投資信託	17	3,516,946
公社債投資信託 合計	18	3,523,180
総合計	619	16,073,474

3 【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3．財務諸表の記載金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。
- なお、記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,186	31,438
有価証券	15,003	4,878
前払費用	157	139
未収委託者報酬	8,265	10,295
未収収益	103	110
繰延税金資産	674	585
その他	15	153
流動資産計	39,406	47,600
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	252	255
器具備品	23	21
器具備品	228	234
無形固定資産	2,991	2,759
ソフトウェア	2,910	2,758
ソフトウェア仮勘定	68	1
電話加入権	11	-
投資その他の資産	15,077	12,979
投資有価証券	8,338	6,667
関係会社株式	5,141	5,129
出資金	129	124
長期差入保証金	997	996
投資不動産	1	1
投資不動産	398	-
その他	74	60

貸倒引当金	3	-
固定資産計	18,320	15,995
資産合計	57,727	63,596

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	53	64
未払金	8,998	9,172
未払収益分配金	7	5
未払償還金	77	72
未払手数料	4,277	4,965
その他未払金	2	2
未払費用	3,463	4,162
未払法人税等	1,530	1,133
未払消費税等	530	1,429
賞与引当金	955	1,092
その他	1	747
流動負債計	15,534	17,801
固定負債		
退職給付引当金	1,959	2,072
役員退職慰労引当金	80	101
繰延税金負債	1,789	1,745
その他	3	2
固定負債計	3,832	3,920
負債合計	19,366	21,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,821	14,126
利益剰余金合計	11,196	14,501
株主資本合計	37,866	41,171

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	702
評価・換算差額等合計	494	702
純資産合計	38,360	41,873
負債・純資産合計	57,727	63,596

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,771	90,924
その他営業収益	788	933
営業収益計	85,560	91,858
営業費用		
支払手数料	47,520	49,978
広告宣伝費	668	670
調査費	8,246	9,013
調査費	741	867
委託調査費	7,505	8,146
委託計算費	735	756
営業雑経費	1,323	1,289
通信費	249	252
印刷費	477	481
協会費	54	53
諸会費	11	13
その他営業雑経費	531	488
営業費用計	58,494	61,709
一般管理費		
給料	5,708	5,881
役員報酬	243	289
給料・手当	3,785	3,803
賞与	724	695
賞与引当金繰入額	955	1,092
福利厚生費	793	831
交際費	37	45
旅費交通費	191	176
租税公課	222	259
不動産賃借料	1,182	1,180
退職給付費用	373	383
役員退職慰労引当金繰入額	33	38

固定資産減価償却費	963	1,032
諸経費	1,354	1,372
一般管理費計	10,862	11,201
営業利益	16,203	18,948

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	144	1	1,226
受取利息		9		20
その他		220		372
営業外収益計		374		1,620
営業外費用				
投資有価証券売却損		3		84
その他		71		67
営業外費用計		74		152
経常利益		16,503		20,416
特別利益				
固定資産売却益		-		7
特別利益計		-		7
特別損失				
外国税関連費用		-		746
その他		0		26
特別損失計		0		772
税引前当期純利益		16,502		19,651
法人税、住民税及び事業税		6,525		6,238
法人税等調整額		150		17
法人税等合計		6,375		6,220
当期純利益		10,126		13,431

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	7,722	8,097	34,767
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027	△7,027	△7,027
当期純利益	-	-	-	10,126	10,126	10,126
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099	3,099	3,099
当期末残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	464	464	35,231
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△7,027
当期純利益	-	-	10,126
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30	30	30
当期変動額合計	30	30	3,129
当期末残高	494	494	38,360

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～47年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「貯蔵品」、「前払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」に表示していた「貯蔵品」14百万円、「前払金」0百万円、「その他」0百万円は、「その他」15百万円として組替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「有形固定資産」の「器具備品」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「リース資産」4百万円、「器具備品」224百万円は、「器具備品」228百万円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「従業員に対する長期貸付金」、「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「投資その他の資産」に表示していた「従業員に対する長期貸付金」68百万円、「長期前払費用」6百万円は、「その他」74百万円として組替えております。

前事業年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」1百万円は、「その他」1百万円として組替えております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」3百万円は、「その他」3百万円として組替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」に独立掲記しておりました「公告費」、「受益証券発行費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業費用」の「その他営業雑経費」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業費用」に表示していた「公告費」0百万円、「受益証券発行費」0百万円、「その他営業雑経費」530百万円は、「その他営業雑経費」531百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「有価証券利息」、「投資有価証券売却益」、「有価証券償還益」、「時効成立分配金・償還金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「有価証券利息」13百万円、「投資有価証券売却益」64百万円、「有価証券償還益」63百万円、「時効成立分配金・償還金」44百万円、「その他」34百万円は、「その他」220百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「有価証券償還損」、「時効成立後支払分配金・償還金」、「投資不動産管理費用」、「貯蔵品廃棄損」は、金額的重要性が乏し

いため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」に表示していた「有価証券償還損」18百万円、「時効成立後支払分配金・償還金」16百万円、「投資不動産管理費用」16百万円、「貯蔵品廃棄損」9百万円、「その他」9百万円は、「その他」71百万円として組替えております。

前事業年度において、「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」0百万円は、「その他」0百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	18百万円	20百万円
器具備品	251百万円	275百万円
投資建物	729百万円	-
投資器具備品	24百万円	-

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払金	4,508百万円	4,084百万円

3 保証債務

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
受取配当金	-	1,065百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年 6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	10,126百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,882円
基準日	平成26年 3月31日
効力発生日	平成26年 6月26日

当事業年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,428百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,148円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	15,186	15,186	-
(2) 未収委託者報酬	8,265	8,265	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	22,283	22,283	-
資産計	45,735	45,735	-
(1) 未払手数料	4,277	4,277	-
(2) その他未払金	4,635	4,635	-
(3) 未払費用(*)	2,678	2,678	-
負債計	11,591	11,591	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,438	31,438	-
(2) 未収委託者報酬	10,295	10,295	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	10,520	10,520	-
資産計	52,254	52,254	-
(1) 未払手数料	4,965	4,965	-
(2) その他未払金	4,127	4,127	-
(3) 未払費用(*)	3,366	3,366	-
負債計	12,460	12,460	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,059	1,025
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,141	5,129
(3) 長期差入保証金	997	996

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186	-	-	-
未収委託者報酬	8,265	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498	3,978	97
合計	23,452	1,498	3,978	97

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	113	55	58
(2) その他 証券投資信託	5,625	4,873	751
小計	5,738	4,928	809
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	16,544	16,586	41
小計	16,544	16,586	41
合計	22,283	21,514	768

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	164	55	109
(2) その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	5,779	5,793	14
小計	5,779	5,793	14
合計	10,520	9,482	1,038

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,025百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他 証券投資信託	24,501	64	3
合計	24,501	64	3

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	32	-	1
(2) その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,935百万円	1,959百万円
勤務費用	201	212
退職給付の支払額	217	118
その他	39	18
退職給付債務の期末残高	1,959	2,072

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,959百万円	2,072百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072
退職給付引当金	1,959	2,072
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	201百万円	212百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	201	212

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度170百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	833	-
退職給付引当金	698	670
賞与引当金	287	305
外国税関連費用	-	241
未払事業税	335	231
連結法人間取引(譲渡損)	141	128
投資有価証券評価損	128	105
出資金評価損	116	103
その他	246	206
繰延税金資産小計	2,789	1,992
評価性引当額	1,200	613
繰延税金資産合計	1,588	1,379
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,428	2,203

その他有価証券評価差額金	273	335
その他	1	-
繰延税金負債合計	2,704	2,539
繰延税金負債の純額	1,115	1,159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	-	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	2.02%
評価性引当額の増減額	-	2.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.51%
その他	-	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.65%

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が44百万円、繰延税金負債（長期）が180百万円、法人税等調整額が100百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が34百万円増加しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,719	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,834	-	-
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	---------	-------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994	未払手数料	3,216
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678	未払費用	393
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）		当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	
1株当たり純資産額	14,705.91円	1株当たり純資産額	16,052.69円
1株当たり当期純利益	3,882.07円	1株当たり当期純利益	5,148.94円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益（百万円）	10,126	13,431
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成27年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 代表取締役の人数の変更（4名以内に変更）

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（平成27年3月末日現在）
 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 （平成27年3月 末日現在）	事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
日の出証券株式会社	4,650	
楽天証券株式会社	7,495	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	
ワイエム証券株式会社	1,270	
株式会社イオン銀行	51,250	銀行法に基づき 銀行業を営んでいます。
株式会社愛媛銀行	19,107	
株式会社関西アーバン銀行	47,039	
湘南信用金庫	25,220	（注1）
株式会社中京銀行	31,844	（注2）

（注1）信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

（注2）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

委託会社は、リテラ・クレア証券株式会社の株式を615,736株所有しています。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月28日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月5日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）の平成26年5月9日から平成27年5月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）の平成27年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。